

# 平成27年第1回三重県議会定例会 教育警察常任委員会

## ◎ 議案補充説明

議案第47号 「公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案」	1
議案第51号 「三重県立高等学校条例の一部を改正する条例案」	2

## ◎ 所管事項説明

1 「次期三重県教育ビジョン（仮称）」の策定について	5
2 県立高等学校募集定員の策定について	13
3 県立高等学校活性化に係る地域協議会について	18
4 「平成26年度学校防災取組状況調査」結果の概要について	22
5 包括外部監査結果（教育委員会関係）について	32
6 第三期特定事業主行動計画「子育て支援アクションプラン」（案）について	40
7 学力向上の施策について	46
8 「三重県特別支援教育推進基本計画（仮称）」（案）について	49
9 平成30年度全国高等学校総合体育大会開催に向けた準備状況について	52
10 「第三次三重県子ども読書活動推進計画」（案）について	55
11 審議会等の審議状況について	59

## 《別添資料》

- ・別添資料1 三重県教育ビジョン（仮称）【骨格案】
- ・別添資料2 第三期特定事業主行動計画 「子育て支援アクションプラン」（案）  
～仕事も子育てもみんなで応援！～
- ・別添資料3 三重県特別支援教育推進基本計画（仮称）（案）
- ・別添資料4 第三次 三重県子ども読書活動推進計画（案）

平成27年 3月10日

教育委員会

## ◎議案補充説明

### 議案第47号

#### 「公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案」

#### 1 改正理由

平成27年度における公立学校の児童生徒数の増減による教職員定数の変動等に伴い、公立学校職員の定数等の改正を行うものです。

#### 2 改正内容

(1) 第二条第二項において、「教員」の定義中に「主幹教諭、指導教諭」を加えます。

(2) 教職員定数を次のように改めます。

##### ① 平成27年度の児童生徒数

平成26年度に比べ、全体で2,436人の減となる見込みです。

小学校： 1,676人減      中学校： 319人減

高等学校： 465人減      特別支援学校： 24人増

##### ② 国で定める定数（法定数）

学校の統廃合、児童生徒数の増減及び研修等定数の増減等により、全体で104人の減となります。

小学校： 53人減      中学校： 18人減

高等学校： 40人減      特別支援学校： 7人増

##### ③ 県単定数

小中学校においては、少人数教育の定数52人（小学校40人、中学校12人）を継続して配置します。また、学校統廃合加配について一部を法定数（法定数）で措置することもあり、小学校で4人減、中学校で5人減となり、小中学校全体では9人の減となります。

県立学校では、充指導主事及び現業職員の定数整理等により、全体で1人の減となります。

小学校： 4人減      中学校： 5人減

高等学校： 増減なし      特別支援学校： 1人減

以上のことから、平成27年度の三重県の教職員定数は、下表のとおり平成26年度に比べ、114人の減少で、合計で15,691人となります。

〔教職員定数（条例定数）の内訳〕

	平成27年度			平成26年度			増 減		
	法定数	県単定数	条例定数	法定数	県単定数	条例定数	法定数	県単定数	条例定数
小学校	6,912	74	6,986	6,965	78	7,043	△53	△4	△57
中学校	3,833	67	3,900	3,851	72	3,923	△18	△5	△23
高等学校	3,464	134	3,598	3,504	134	3,638	△40	±0	△40
特別支援学校	1,153	54	1,207	1,146	55	1,201	+7	△1	+6
合 計	15,362	329	15,691	15,466	339	15,805	△104	△10	△114

#### 3 施行期日

平成27年4月1日

## 議案第51号

### 「三重県立高等学校条例の一部を改正する条例案」

#### 1 改正理由

県立高等学校の配置及び規模の適正化を図るため、新たに名張市に高等学校を設置するものです。

#### 2 改正内容

三重県立名張青峰高等学校に係る規定を加えます。  
新高等学校の概要及び校名選定の経緯等については、次頁のとおりです。

#### 3 施行期日

平成28年4月1日

ただし、入学に係る必要な手続その他の行為については、公布の日から行うことができるものとします。

# 名張市に設置する高等学校について

## 1 概 要

### (1) 設置時期

平成28年4月1日

※新高等学校の設置に伴い、名張桔梗丘高等学校と名張西高等学校は、平成29年度末（平成30年3月末）をもって閉校となります。

### (2) 設置場所

三重県立名張西高等学校校地（名張市百合が丘東6-1）

### (3) 設置学科（入学定員は平成27年7月に決定します。）

#### ○普通科 7学級程度

多様な選択科目や習熟度別学習を通じて学習の成果を引き出し、四年制大学や短期大学、専門学校への進学等、幅広い進路希望に対応します。

#### ○普通科・文理探究コース（仮称） 1学級程度

国公立大学（文系・理系）等への進路希望を実現できる学力の育成を通じて、将来、司法・行政・教育・科学・医療など幅広い分野で活躍できる資質を育成します。

## 2 設置の基本理念

名張桔梗丘高等学校、名張西高等学校のよさを継承するとともに、スケールメリットを活かして、これまでの両校の取組を発展させた教育活動を展開することにより、広い視野とコミュニケーションスキルを身につけ、地域社会や世界で活躍できる人材を育成します。

<新高校が育む3つの力>

#### (1) 未来を拓く力

自己実現・進路実現を図ることができる力

#### (2) グローバル化社会で活躍する力

グローバルな視点で意思決定・意思疎通を行い、情報を利活用できる力

#### (3) 人とつながる力

相互に理解し合えるコミュニケーション力、社会に参画できる力

## 3 教育内容の特色

### (1) 単位制

### (2) 英語運用能力の育成

### (3) キャリア教育の充実

### (4) 情報利活用能力の育成

### (5) 社会に参画し、貢献する力の育成

## 4 校名

### (1) 選定した校名

三重県立 <sup>なばりせいほう</sup>名張青峰 高等学校

新しい高等学校の校地からは、青山連峰を遠望することができ、近くには青蓮寺湖があり、そこに学ぶ生徒たちが、こうした豊かな自然に囲まれた学び舎で高みを目指して、生き生きと過ごしてほしいという願いを込めています。

### (2) 校名選定の経緯

ア 新しく開校する高等学校の校名について、平成26年9月22日(月)から10月21日(火)までを募集期間として公募しました。その結果、349件、177種類の応募がありました。

イ 有識者や教育関係者等14名の委員からなる「名張新高等学校校名選定委員会」において、応募のあった校名案の中から、「桔梗西」、「名張青峰」、「名張中央」の3つを校名候補として選定しました。

ウ 選定された校名候補について、教育委員会定例会で審議し、校名を「名張青峰」としました。

## ◎ 所管事項説明

### 1 「次期三重県教育ビジョン（仮称）」の策定について

現行の三重県教育ビジョンの計画期間が平成27年度末で終了することから、次期の三重県教育ビジョン（仮称）（以下「次期教育ビジョン」という。）を策定しています。策定にあたっては、三重県教育改革推進会議において審議するとともに、県民の方々の意見を次期教育ビジョンの審議に反映させるために「三重の教育を考える県民懇談会」を開催しました。

これまでの審議を踏まえ、骨格案【別添資料1】をとりまとめました。

三重県教育改革推進会議における審議状況、「三重の教育を考える県民懇談会」の開催結果、骨格案の概要は、以下のとおりです。

#### 1 三重県教育改革推進会議における審議状況について

基本理念や取組内容等について、全体会及び部会で審議しました。（全体会を4回、第1部会・第2部会を各2回開催）

主な意見は、以下のとおりです。

##### （1）次期教育ビジョンの基本理念等に関する意見

- 基本理念は、堅い表現ではなく、県民の心に届くような表現としてほしい。
- 公教育においては、世帯収入に関わらず、全ての子どもが等しく学力を身につけられるようにすべきである。
- 次期教育ビジョンの策定にあたっては、三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）との整合を図るとともに、少子化対策、県外からの人口流入につながる教育施策を展開してほしい。

##### （2）次期教育ビジョンの取組内容に関する意見

- 子どもたちに「学ぶ喜び」や「わかる楽しさ」、達成感を与えることが教育の本来の目的であるので、全国学力・学習状況調査は、あくまで現状把握の手段として活用すべきである。
- 学力の向上について、アクティブ・ラーニング（主体的・協働的に学ぶ学習）の考え方は不可欠であるが、教員の力量に負うところが大きい。モデル校を指定し取り組むなど、指導のノウハウの蓄積が必要である。
- グローバル教育の本質は、英語力の向上ではなく、多様性を認めることや、課題を解決する力を身につけることである。
- 郷土教育については、保護者や教職員が三重県の歴史や文化、産業に誇りを持ち、その良さを子どもたちに自信を持って語っていくことが大切である。
- 読書活動を推進するためには、大人がもっと本を読み、子どもたちの手本にならないといけない。また、子どもたちが読んだことを表現する機会の充実が大切である。

- 体力の向上については、幼児期から自然の中での遊びを通して体力を養うことが大切である。学校においても、朝や休み時間にスポーツやマラソンを取り入れるなど、具体的な取組を進めるべきである。
- 運動部活動については、教員による子どもの人格形成を重視した指導と、外部の専門家による技術面の指導のバランスが重要である。
- いじめの大部分にSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）が関わっているため、子どもたちにSNSの危険性を教えるとともに、うまくコミュニケーションを図る方法を教えることが有効である。
- 不登校児童生徒がネット上で相談できる体制をつくるのが有効である。
- 教員の採用にあたっては、小中学校が連携した教育の充実や少子化に伴う学校の小規模化を見据え、小中学校両方の免許や複数教科の免許を持っている人を一定数採用することを検討していくべきではないか。
- 高等学校の特色化・魅力化を進めるにあたって、主体的な学習を目指す探究科など普通科系の専門学科の整備を検討してはどうか。
- 課題を抱える家庭に対しては、福祉部局と連携のうえ、サポートする視点も重要である。
- 教育の機会均等は重要な課題であるので、どんな取組ができるのかを整理したうえで、踏み込んだ記述をすることが必要である。

## 2 「三重の教育を考える県民懇談会」の開催結果について

三重の教育のあるべき姿について県民の方々の意見を聴き、次期教育ビジョンの審議に反映させるため、平成26年11月から12月にかけて、県内3地域（四日市市、松阪市、尾鷲市）で「三重の教育を考える県民懇談会」を開催しました。（県民の参加者数 3会場 計54人）

主な意見は、以下のとおりです。

- 全国学力・学習状況調査の結果に一喜一憂せず、テストで測ることができる学力だけでなく、芸術や家庭などの教育、感性を育むことを大切にしてほしい。
- 子どもたちがスキルを身につけるだけでなく、ウィル（Will）＝夢が持てるような教育、子どもたちの幸福感に結びつく教育を行ってほしい。
- 三重県の子どもたちは、地域の行事に多く参加しているという強みや、三重県には外国人の割合が多く、子どもの頃から接する機会が多いという環境をうまく生かした教育ができるとよい。
- 学校現場は「家庭学習がしっかりしていない」と言い、保護者は「教員の教え方が悪い」と言うような溝を埋めないと、三重県の学力は向上しないのではないかと。
- 学校現場では、人も物も予算も不足している。教員にゆとりがないので、教員が子どもと向き合える環境が必要である。

- 少子化が進み、小中学校の統廃合が進んでいるが、学校は地域の希望であり、できる限り存続してほしい。僻地で児童生徒数が少なくても、子どもたちが夢を持てるよう、充実した教育環境を整えてあげたい。

### 3 次期教育ビジョンの構成

次期教育ビジョンの構成は以下のとおりです。

(項目名等は案であるため、今後変更することがあります。)

<b>次期教育ビジョンの構成</b>
はじめに ※計画の位置づけ、計画期間など基本的事項を記述
<b>第1章 総論</b>
1 教育を取り巻く社会情勢の変化 ※人口減少社会の進展など、教育を取り巻く状況を整理
<u>2 三重の教育宣言</u>
<b><u>第2章 重点取組方針</u></b> ※計画期間中に特に注力する取組
<b><u>第3章 基本施策</u></b>
<b>第4章 施策</b>
<b>第5章 ビジョンの実現に向けて</b>

※下線部は、知事が総合教育会議における協議を経て定める「教育の振興に関する総合的な施策の大綱」の内容を反映した記述とします。

### 4 次期教育ビジョン（骨格案）の内容

#### (1) 基本的事項

##### ア 計画の位置づけ

次期教育ビジョンは、三重県における教育の総合的かつ計画的な推進を図る中長期的な計画であり、教育基本法第17条第2項に定める「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置づけます。

##### イ 計画の範囲

計画の対象範囲は、学校教育を中心とした施策（公立学校教育、学校スポーツ、社会教育等）に関することとし、保護者、市町、民間事業者、NPO、団体など、多様な主体と連携して推進する分野（例：家庭・地域の教育力向上）も含めます。

##### ウ 計画期間

10年先を見据えた4年間(平成28年度～平成31年度)とします。



## (2) 三重の教育宣言

県民総参加の教育をより一層進めていくために、三重の教育の今後の方向性を以下のとおり、「三重の教育宣言」として掲げ、次期教育ビジョンの基本理念とします。

### 三重の教育宣言

～子どもたちの輝く未来づくりに向けて～

私たちは、すべての子どもたちの輝く未来づくりに向けて、子どもたちに「自立する力」、「共に生きる力」、「創造する力」を育み、その大いなる可能性を引き出します。

そのため、子どもたちを信じ、県民総参加で三重の教育に取り組むことを宣言します。

- 1 子どもたち一人一人の個性を伸ばし、確かな学力と健やかな体を育みます
- 2 子どもたちに三重を愛する心や、自らを律し、人を思いやる心など豊かな心を育みます
- 3 子どもたちがグローバルな視野を持って夢に挑戦する力を育みます
- 4 子どもたちが安全で安心して学ぶことのできる教育環境を創ります
- 5 家庭や地域と共に開かれた学校づくりを進めます
- 6 教職員がやりがいを持って子どもたちと向き合える環境を創ります

## (3) 重点取組方針

次期教育ビジョンの計画期間中においては、以下の課題に特に注力して取り組みます。

### ア 学力の向上

本県の全国学力・学習状況調査の結果は、全国平均よりも低い状況にあり、子どもたちの学力の定着や向上が課題となっています。また、変化の激しい時代にあって、自ら課題を発見し、その解決に向けて主体的・協働的に探究する力や、成果を表現し、実践に生かしていける力を、子どもたちに育むことが求められています。

### イ 体力の向上と学校スポーツの推進

平成30年度に、本県を中心とした東海ブロックで全国高等学校総合体育大会を開催することや、平成32年には東京オリンピック・パ

ラリンピック、平成 33 年には三重県で国民体育大会・全国障害者スポーツ大会の開催が予定されていることなどから、子どもたちの体力の向上に取り組むとともに、学校スポーツの推進を図る必要があります。

#### ウ グローカル人材の育成

グローバル化が進む中、グローバルな視野を持つことや郷土の魅力を知ることが求められています。また、小学 3 年生からの外国語活動の導入が検討されるなど、英語教育の強化が求められています。

#### エ 特別支援教育の推進

発達障がいを含む、特別な支援を必要とする子どもたちが増加傾向にあり、障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが、可能な限り同じ場で共に学ぶ「インクルーシブ教育システム」を構築することが求められています。

#### オ 誰もが安心できる学び場づくり

地震や風水害などの自然災害の発生が危惧されています。また、いじめ問題、貧困の連鎖などの課題を踏まえ、子どもたちが安心して学習できる環境を整える必要があります。

### (4) 基本施策

次期教育ビジョンの基本施策は、以下のとおりです。

#### ア 確かな学力と社会への参画力の育成

子どもたちが将来社会に出たときに、自ら未来を切り開き、他者と協力しながら、社会を生き抜いていけるよう、子どもたちの確かな学力と社会への参画力を育成することが求められています。

そのため、「学力の育成」、「特別支援教育の推進」、「外国人児童生徒教育の充実」、「グローバル人材の育成」、「キャリア教育の充実」、「情報教育の推進と I C T の活用」、「幼児教育の充実」の各施策に取り組みます。

#### イ 豊かな心の育成

他者とのつながりや社会、自然環境、郷土との関わり合いの中で、豊かな心をもった子どもたちを育成することが求められています。

そのため、「人権教育の推進」、「道徳教育の推進」、「郷土教育の推進」、「環境教育の推進」、「文化芸術活動・読書活動の推進」の各施策に取り組みます。

#### ウ 健やかな体の育成

子どもたちが生涯にわたって、たくましく生きるために、生活習慣や運動習慣を確立し、体力をつけるなど、健やかな体を育成すること

が必要です。

そのため、「健康教育の推進」、「食育の推進」、「体力の向上と運動部活動の活性化」の各施策に取り組みます。

## エ 安全で安心な教育環境づくり

自然災害、通学時における事件・事故の発生など、子どもたちの安全・安心が脅かされる事案への懸念が高まっています。また、学校でのいじめや暴力、不登校や中途退学、教育的に不利な環境にある子どもたちへの支援など、安全・安心にかかる諸課題への対応も求められています。

そのため、「防災教育・防災対策の推進」、「子どもたちの安全・安心の確保」、「いじめや暴力のない学校づくり」、「居心地の良い集団づくり（不登校児童生徒への支援）」、「高校生の学びの継続（中途退学への対応）」、「学びのセーフティネットの構築」の各施策に取り組みます。

## オ 信頼される学校づくり

社会情勢の変化等に伴い、学校や教職員に対する期待やニーズが増加・多様化しており、信頼される学校づくりを進めることが求められています。

そのため、「教職員の資質向上とコンプライアンスの推進」、「教職員が働きやすい環境づくり」、「学校の特色化・魅力化」、「開かれた学校づくり」、「学校施設の充実」の各施策に取り組みます。

## カ 多様な主体による教育の推進と文化財の保護

多様化・複雑化する教育ニーズに対応するため、学校と家庭、学校と地域がより一層連携を深め、県民総参加で教育に取り組んでいく必要があります。

そのため、「家庭の教育力の向上」、「社会教育の推進と地域の教育力の向上」、「文化財の保存・継承・活用」の各施策に取り組みます。

## (5) 施策

6つの「基本施策」を具体的に展開するため、29の「施策」に基づいて、取組を進めます。

### 施策体系

基本施策	施策
1 確かな学力と社会への参画力の育成	(1) 学力の育成
	(2) 特別支援教育の推進
	(3) 外国人児童生徒教育の充実
	(4) グローバル人材の育成
	(5) キャリア教育の充実
	(6) 情報教育の推進とICTの活用
	(7) 幼児教育の充実
2 豊かな心の育成	(1) 人権教育の推進
	(2) 道徳教育の推進
	(3) 郷土教育の推進
	(4) 環境教育の推進
	(5) 文化芸術活動・読書活動の推進
3 健やかな体の育成	(1) 健康教育の推進
	(2) 食育の推進
	(3) 体力の向上と運動部活動の活性化
4 安全で安心な教育環境づくり	(1) 防災教育・防災対策の推進
	(2) 子どもたちの安全・安心の確保
	(3) いじめや暴力のない学校づくり
	(4) 居心地の良い集団づくり（不登校児童生徒への支援）
	(5) 高校生の学びの継続（中途退学への対応）
	(6) 学びのセーフティネットの構築
5 信頼される学校づくり	(1) 教職員の資質向上とコンプライアンスの推進
	(2) 教職員が働きやすい環境づくり
	(3) 学校の特色化・魅力化
	(4) 開かれた学校づくり
	(5) 学校施設の充実
6 多様な主体による教育の推進と文化財の保護	(1) 家庭の教育力の向上
	(2) 社会教育の推進と地域の教育力の向上
	(3) 文化財の保存・継承・活用

#### **(6) ビジョンの実現に向けて**

県民総参加で三重の教育を推進するため、県民や保護者等に対して、リーフレットやホームページなどを活用しながら、教育ビジョンを周知します。

また、教育ビジョンの進行管理にあたっては、毎年、数値目標の達成状況や取組の進捗状況に基づく自己評価結果を、県議会をはじめ、総合教育会議、三重県教育改革推進会議など関係会議等に報告するとともに、次年度以降の施策展開に生かすなど、P D C A（計画・実行・評価・改善）サイクルに基づく進行管理を行います。

### **5 平成 27 年度の策定スケジュール**

総合教育会議での協議、三重県教育改革推進会議での審議を経て、中間案を取りまとめ、パブリックコメントを実施します。また、平成 28 年 2 月の県議会に計画案を議案として提出します。

## 2 県立高等学校募集定員の策定について

### 1 現状（基本的な考え方）

- (1) 県立高等学校募集定員については、教育の機会均等や多様な選択肢の確保、学校教育の健全な発展等を考慮しながら、次の要素を踏まえて総合的に判断し、策定しています。
- ① 公私立高校の役割分担
  - ② 「県立高等学校活性化計画」の推進
  - ③ 中学校卒業予定者数の推移
  - ④ 高校進学希望のニーズ
  - ⑤ 高校進学率
  - ⑥ 県内外への流入流出による県内高校への歩留まり率（流出入率）
  - ⑦ 各高校の入学状況
  - ⑧ 公私立高校の許容量
- (2) 募集定員総数は、公私立高校の教育上の諸課題についての相互理解を図ることを目的として設置した「三重県公私立高等学校協議会」（以下「公私協」といいます。）での協議を経て策定し、6月中旬に公表しています。
- (3) 学校別入学定員の公表の時期は、中学生が自らの進路について考える時間を十分にとることができるように、平成16年度から夏休み前の7月上旬としており、今後も同様の時期に公表します。

### 2 募集定員策定のスケジュール

県立高校の募集定員総数は、次のスケジュールで策定しています。

今後も、各高校の入学定員を夏休み前の7月上旬に策定・公表するため、同様のスケジュールで進めていきます。

- (1) 5月中旬
- 第1回公私協において、前年度の中学校卒業者の進路状況及び県立高校と私立高校の入学状況等について検証します。
- (2) 5月下旬
- ① 5月1日に在籍する中学校3年生の生徒数をもとに、翌春の県内中学校卒業見込み人数を算出します。
  - ② 県内中学校卒業見込み人数に全日制計画進学率を乗じて、全日制高校進学見込み人数を算出します。
  - ③ 全日制高校進学見込み人数に流出入率を乗じて、県内全日制高校入学見込み人数を算出します。
- (3) 5月下旬から6月上旬
- 第2回公私協において、県内全日制高校入学見込み人数に対する県立高校と私立高校の募集定員総数について協議します。

- (4) 6月上旬  
第2回公私協での協議を踏まえ、教育委員会定例会において、県立高校の募集定員総数を審議し決定します。
- (5) 6月中旬  
県立高校の募集定員総数を県議会教育警察常任委員会に報告し、公表します。
- (6) 7月上旬  
教育委員会定例会において、各県立高校の入学定員案について審議・決定し、公表します。

### 3 現時点の予測値に基づく平成28年度県立高等学校募集定員総数の策定について（表1と図1を参照）

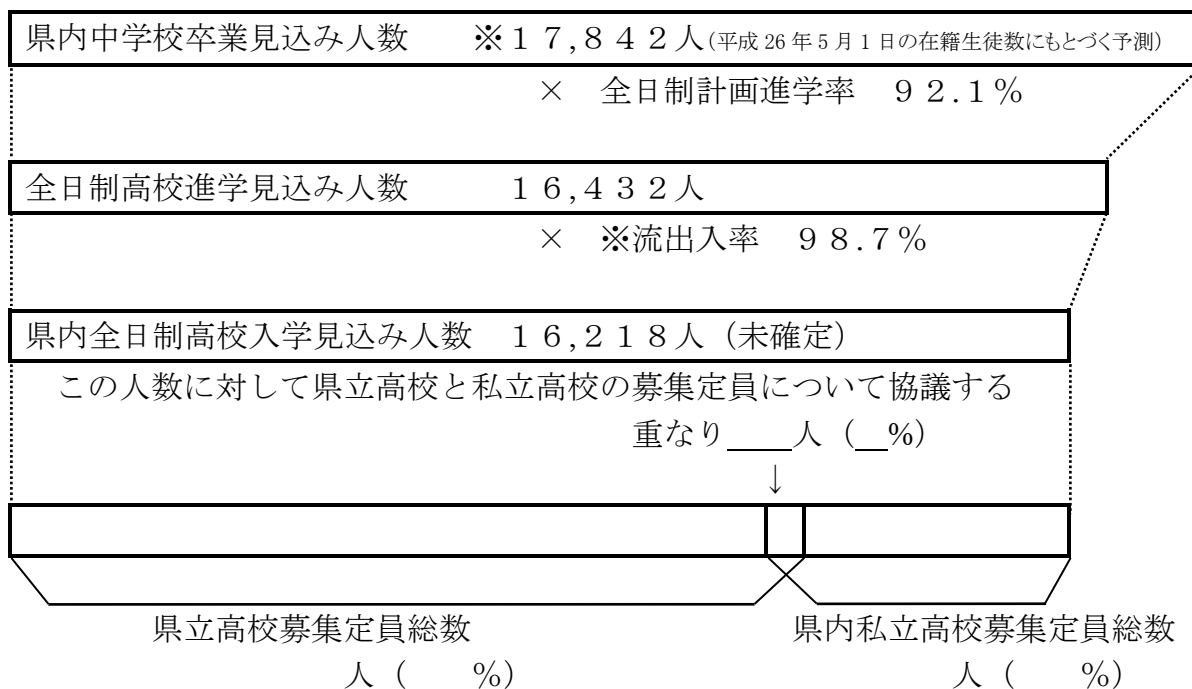
現段階の予測値に基づいて策定した平成28年度県立高等学校募集定員総数は次のようになります。なお、実際の策定にあたっては、最新の確定値を使用します。

- (1) 平成28年3月の県内中学校卒業見込み人数  
「中学校卒業者数の推移と予測（平成26年5月1日教育総務課調べ）」（別紙1）では、平成28年3月の中学校卒業者数を前年より45人多い17,842人と予測しています。この人数は平成27年5月1日の在籍生徒数をもとに改めて算出します。
- (2) 全日制計画進学率  
平成26年12月に実施した「中学校卒業予定者進路希望状況調査」において、全日制高校への進学希望者の割合は92.1%でした。この割合を最近5カ年平均した値を全日制計画進学率としており、前年より0.1ポイント低い92.1%となります。
- (3) 流出入率  
 $(\text{県内の全日制高校入学者数}) \div (\text{県内中学校卒業者の全日制高校〔県外含む〕への進学者数})$ を最近3カ年平均することにより算出しています。入学者選抜がすべて終了した後に、改めて算出します。
- (4) 県内全日制高校入学見込み人数  
(1)の平成28年3月の中学校卒業見込み人数を平成26年5月1日現在の数値予測に基づき17,842人とし、(3)の流出入率を前年と同じ98.7%として、県内全日制高校入学見込み人数を計算すると、前年より22人多い16,218人となります。この見込み人数は、(1)と(3)の確定数値により改めて算出します。
- (5) 県立高校と私立高校の募集定員についての協議  
改めて算出した県内全日制高校入学見込み人数に対して、公私協において県立高校と私立高校の募集定員総数を協議します。

表1 県内全日制高校入学見込み人数の算出（2カ年比較）

	平成28年3月	平成27年3月	増減
中学校卒業見込み人数（予測）	※17,842人	※17,797人	+45
×全日制計画進学率	×92.1%	×92.2%	-0.1
全日制高校進学見込み人数	16,432人	16,409人	+23
×流出入率	※×98.7%	×98.7%	
県内全日制高校入学見込み人数	16,218人	16,196人	+22

図1 平成28年度県立高校の募集定員総数の策定

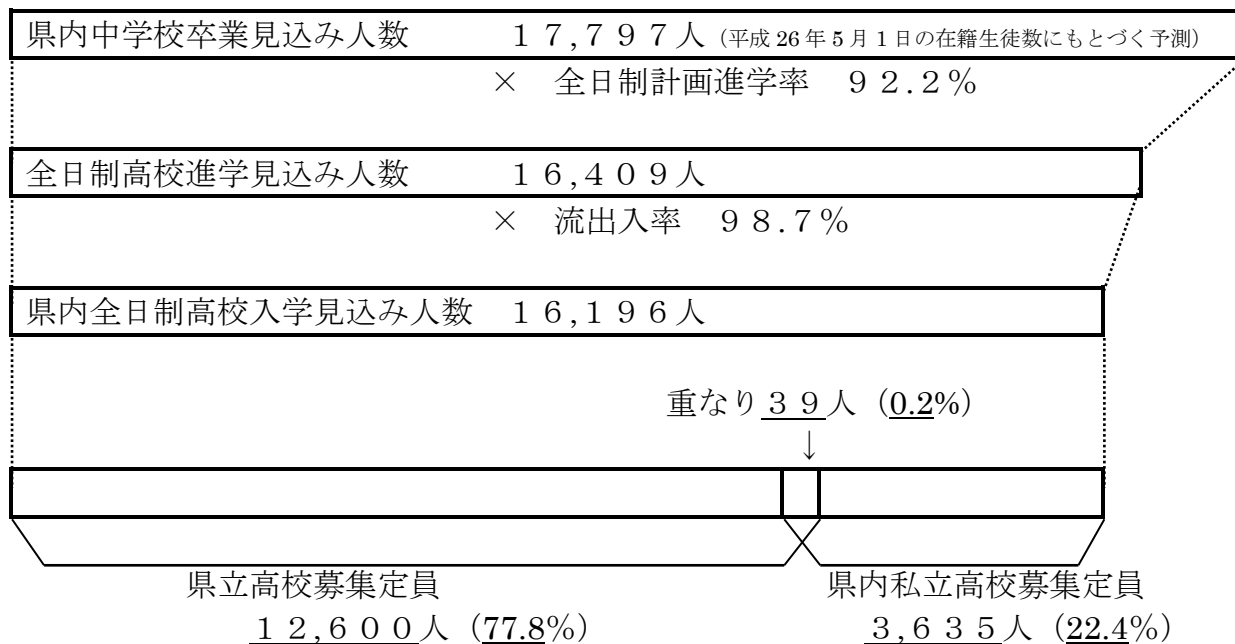


※ 中学校卒業見込み人数は、平成26年5月1日の在籍生徒数にもとづいた予測であり、平成28年3月の中学校卒業見込み人数は、平成27年5月1日の在籍生徒数にもとづいて改めて算出します。

※ 流出入率については、平成27年度の入学者選抜がすべて終了した後に確定するため、ここでは前年と同じ割合を使用しています。



### 1 平成27年度の募集定員総数の策定



### 2 県立高校と県内私立高校の募集定員、県内全日制高校入学見込み人数に対する比率

	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	募集定員(人)	比率(%)	募集定員(人)	比率(%)	募集定員(人)	比率(%)
県立高校	12,945	78.1	13,065	78.0	12,600	77.8
県内私立高校	3,655	22.0	3,715	22.2	3,635	22.4

※ 県内私立高校には、日生学園第二高校、愛農学園農業高校、ウィッツ青山学園高校を含んでいません。

### 3 県立高校の学科（普通科・専門学科・総合学科）別定員と割合

	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	定員(人)	割合(%)	定員(人)	割合(%)	定員(人)	割合(%)
普通科	8,040	62.1	8,160	62.5	7,720	61.3
専門学科	3,905	30.2	3,945	30.2	3,920	31.1
総合学科	1,000	7.7	960	7.3	960	7.6

三重県 中学校卒業生数の推移と予測(含社会増)

別紙 1

平成26年5月1日 教育総務課調べ

		H 23.3 卒業	H 24.3 卒業	H 25.3 卒業	H 26.3 卒業	H 27.3 現中3	H 28.3 現中2	H 29.3 現中1	H 30.3 現小6	H 31.3 現小5	H 32.3 現小4	H 33.3 現小3	H 34.3 現小2	H 35.3 現小1
桑名	卒業生数	2,160	2,164	2,129	2,252	2,206	2,133	2,140	2,024	2,055	1,990	1,932	1,976	1,969
	前年度対比		4	-35	123	-46	-73	7	-116	31	-65	-58	44	-7
	H26.3対比					-46	-119	-112	-228	-197	-262	-320	-276	-283
四日市	卒業生数	3,753	3,751	3,922	3,925	3,778	3,859	3,821	3,848	3,628	3,585	3,404	3,606	3,417
	前年度対比		-2	171	3	-147	81	-38	27	-220	-43	-181	202	-189
	H26.3対比					-147	-66	-104	-77	-297	-340	-521	-319	-508
小計	卒業生数	5,913	5,915	6,051	6,177	5,984	5,992	5,961	5,872	5,683	5,575	5,336	5,582	5,386
	前年度対比		2	136	126	-193	8	-31	-89	-189	-108	-239	246	-196
	H26.3対比					-193	-185	-216	-305	-494	-602	-841	-595	-791
鈴鹿	卒業生数	2,360	2,508	2,473	2,657	2,568	2,630	2,472	2,520	2,458	2,392	2,217	2,409	2,230
	前年度対比		148	-35	184	-89	62	-158	48	-62	-66	-175	192	-179
	H26.3対比					-89	-27	-185	-137	-199	-265	-440	-248	-427
津	卒業生数	2,775	2,889	2,777	2,808	2,763	2,698	2,670	2,716	2,649	2,696	2,602	2,517	2,652
	前年度対比		114	-112	31	-45	-65	-28	46	-67	47	-94	-85	135
	H26.3対比					-45	-110	-138	-92	-159	-112	-206	-291	-156
伊賀	卒業生数	1,673	1,643	1,607	1,627	1,500	1,611	1,481	1,498	1,443	1,406	1,396	1,385	1,369
	前年度対比		-30	-36	20	-127	111	-130	17	-55	-37	-10	-11	-16
	H26.3対比					-127	-16	-146	-129	-184	-221	-231	-242	-258
小計	卒業生数	6,808	7,040	6,857	7,092	6,831	6,939	6,623	6,734	6,550	6,494	6,215	6,311	6,251
	前年度対比		232	-183	235	-261	108	-316	111	-184	-56	-279	96	-60
	H26.3対比					-261	-153	-469	-358	-542	-598	-877	-781	-841
松阪	卒業生数	1,962	1,977	2,066	2,025	1,988	2,001	1,985	2,007	1,916	1,925	1,787	1,861	1,931
	前年度対比		15	89	-41	-37	13	-16	22	-91	9	-138	74	70
	H26.3対比					-37	-24	-40	-18	-109	-100	-238	-164	-94
伊勢	卒業生数	2,508	2,558	2,452	2,398	2,317	2,275	2,268	2,192	2,078	1,970	1,861	1,882	1,961
	前年度対比		50	-106	-54	-81	-42	-7	-76	-114	-108	-109	21	79
	H26.3対比					-81	-123	-130	-206	-320	-428	-537	-516	-437
尾鷲	卒業生数	360	355	328	309	337	286	280	274	241	227	245	248	215
	前年度対比		-5	-27	-19	28	-51	-6	-6	-33	-14	18	3	-33
	H26.3対比					28	-23	-29	-35	-68	-82	-64	-61	-94
熊野	卒業生数	399	379	366	381	340	349	333	330	290	247	280	275	272
	前年度対比		-20	-13	15	-41	9	-16	-3	-40	-43	33	-5	-3
	H26.3対比					-41	-32	-48	-51	-91	-134	-101	-106	-109
小計	卒業生数	5,229	5,269	5,212	5,113	4,982	4,911	4,866	4,803	4,525	4,369	4,173	4,266	4,379
	前年度対比		40	-57	-99	-131	-71	-45	-63	-278	-156	-196	93	113
	H26.3対比					-131	-202	-247	-310	-588	-744	-940	-847	-734
県内合計	卒業生数	17,950	18,224	18,120	18,382	17,797	17,842	17,450	17,409	16,758	16,438	15,724	16,159	16,016
	前年度対比		274	-104	262	-585	45	-392	-41	-651	-320	-714	435	-143
	H26.3対比					-585	-540	-932	-973	-1,624	-1,944	-2,658	-2,223	-2,366

### 3 県立高等学校活性化に係る地域協議会について

「県立高等学校活性化計画(平成25年3月)」を踏まえ、中学校卒業生数の大幅な減少が予想されている伊勢志摩地域、伊賀地域、紀南地域に地域協議会を設置し、各地域全体の県立高校の活性化に係る具体策や今後のあり方について協議しています。

平成26年度における各地域協議会の開催状況は次のとおりです。

#### 1 伊勢志摩地域高等学校活性化推進協議会

昨年度に引き続き、活性化推進協議会のほかに、「鳥羽・志摩・度会地域検討ワーキング会議」「専門学科検討ワーキング会議」を開催し、各高校の存在意義や担うべき役割、地域活性化や地域貢献の視点から、地域の県立高校の特色化・魅力化及び適正規模・適正配置について協議を行いました。また、9月にベンチマーキングを実施して、他県の取組の成果や課題も踏まえて協議を行いました。

##### (1) 開催日

- |                 |                       |        |     |        |
|-----------------|-----------------------|--------|-----|--------|
| ① 活性化推進協議会      | 第1回                   | 6月25日  | 第2回 | 11月19日 |
|                 | 第3回                   | 2月17日  |     |        |
|                 | ② 鳥羽・志摩・度会地域検討ワーキング会議 |        |     |        |
| ③ 専門学科検討ワーキング会議 | 第1回                   | 7月30日  | 第2回 | 10月14日 |
|                 | 第3回                   | 12月15日 |     |        |
|                 | 第1回                   | 8月7日   | 第2回 | 10月21日 |
|                 | 第3回                   | 1月19日  |     |        |

##### (2) 主な意見

###### ① 活性化推進協議会

- ・ 当地域の中学生の半数以上が伊勢市内の高校に入学を希望している現状があり、伊勢市外の中学生が地元の高校に進学する状態を作り出せるよう、地元が高校が存在する意味を再考することが大切である。
- ・ 各県立高校の活性化を進めるためには、生徒が切磋琢磨する中で社会性を身につけることができる学校規模が必要である。
- ・ 県立高校の活性化を、一人ひとりの生徒が満足して学校生活を送り、進路が保障される状況であると考えたら、大規模校でも小規模校でも達成は可能だと考える。

###### ② 鳥羽・志摩・度会地域検討ワーキング会議

- ・ 各高校の特色ある取組に、地域が一体となって協力し、地域全体の活性化につなげていくことが必要である。また、高校が連携して、例えば地域防災や減災に取り組むことで、地域とつながることができる。

- ・ 伊勢市外の高校の定員を維持して伊勢市内の高校の定員を減ずることは、結果として私立高校への志願者が増えるだけであり、伊勢市外の高校の志願者の増加につながるとは考えにくい。
- ・ 下宿や遠距離のバス通学は家計の負担となるので、地域の高校は小規模となっても残してほしい。また、地域に高校を残すことは結果的に地域への若者の定着を促すことにもなる。

### ③ 専門学科検討ワーキング会議

- ・ 企業は基礎的な知識とコミュニケーション力のある人材を求めている。インターンシップを体験すると、生徒に意識の変化が表れ、成長するのがよくわかる。また、適切な事前・事後指導を行うことでより効果的なものとなる。
- ・ 地域の専門高校には「地域の産業の担い手育成」という使命がある。専門高校の教育内容を維持するために、伊勢市内の3つの専門高校の総学級数が12学級を維持できる間は、各校が4学級を保つ形で単独校として存続してもらいたい。

### (3) 今後の進め方

本年度の協議を踏まえ、次年度は地域の保護者等の意見も広く聴きながら、地域の高校の活性化やあり方について具体的な協議を進めます。

## 2 伊賀地域高等学校活性化推進協議会

昨年度に引き続き、地域の中学校卒業生数の推移や進路状況等を踏まえ、「地域全体の学科の適正な配置」、「特別な支援を必要とする子どもたちの県立高等学校への受け入れと支援」、「当地域における中高一貫教育の実施」について協議を行いました。

### (1) 開催日

第1回	8月25日	第2回	10月29日
第3回	12月16日	第4回	2月25日

### (2) 主な意見

#### <地域全体の学科の適正な配置について>

- ・ 中学校卒業生が津方面へ多く進学している状況を見ると、地域の県立高校のさらなる魅力づくりが必要だと感じる。

#### <特別な支援を必要とする子どもたちの県立高等学校への受け入れと支援について>

- ・ 特別な支援を必要とする子どもたちについて、高校へ進学させたいという保護者のニーズがある中で、私立通信制高校や県外にも進学している実態を踏まえると、当地域の県立高校にその受け入れ体制をつくる必要があるのではないか。

- ・ どの県立高校にも特別な支援が必要な生徒が在学していて、校内委員会を設置し、個々の生徒について情報共有と授業時の配慮にかかる共通理解を図りながら指導しているが、現行制度の中では、高校には入学者選抜、履修及び単位認定があることを考える必要がある。

#### ＜当地域における中高一貫教育の実施について＞

- ・ 他府県の事例等を参考に人口規模や地域性等も含め総合的に検討したが、少子化が進む中で、小中学校等に与える影響の大きさが心配されるなどの課題が多いことから、伊賀地域で中高一貫教育校を設置することは難しいと結論づけたい。

### （3）今後の進め方

本年度の協議を踏まえ、次年度は今後の中学校卒業生数の減少を見すえて、地域の高校のあり方について具体的な協議を進めます。

## 3 紀南地域高等学校活性化推進協議会

昨年度の協議を踏まえ、生徒の進路実現につながる「学力向上」を中心とした小・中・高連携の推進、今後のあり方として将来的に新たな学校を設置する場合の「期待する学校像」等について協議を行いました。

### （1）開催日

第1回	7月11日	第2回	9月12日
第3回	11月25日	第4回	3月4日

### （2）主な意見

#### ＜生徒の進路実現につながる「学力向上」を中心とした小・中・高連携の推進について＞

- ・ 学力の向上に向けて、小・中・高が連携を進め、小中学校での学習指導のノウハウを高校の教員が得られるような取組が必要である。
- ・ 授業研究を中心とした小・中・高の連携を広げていき、地域の子どもを12年間のスパンで育てていく取組が必要である。

#### ＜将来的に新たな学校を設置する場合の「期待する学校像」等について＞

- ・ 進学から就職に至るまで、生徒一人ひとりの多様なニーズに応じたコース等が設置される学校づくりを進めてほしい。
- ・ 家庭の経済的な事情で高校進学を断念せざるを得なくなるようなことがないように、自転車や公共交通機関で通学可能な学校である必要がある。
- ・ 現在の木本高校と紀南高校を単純に引き継ぐだけではなく、国の教育改革の動向も踏まえ、新たな発想で学校づくりを考える必要がある。
- ・ 「地域の学校」として、学校・家庭・地域が共に子どもを育てていこうという雰囲気を持った学校を望む。

### (3) 今後の進め方

本年度の協議を踏まえ、次年度は木本高校・紀南高校の特色化・魅力化、将来的に新たな学校を設置する場合の学校像等について、より具体的な協議を行います。

## 4 「平成26年度学校防災取組状況調査」結果の概要について

### 1 調査の目的

県内の公立学校の防災教育及び防災対策の取組状況を継続的に把握し、今後の学校防災の取組を一層推進することを目的に調査を実施しました。

### 2 調査の概要

「三重県の学校における今後の防災対策・防災教育の在り方について<指針>」に挙げた主な課題に対して、平成26年度（平成27年3月末までの実施見込みを含む）の学校の取組状況を調査しました。

なお、本調査は平成23年度から継続して実施しています。

### 3 調査の対象

県内の公立小中学校、県立高等学校及び県立特別支援学校 合計619校

- ・公立小中学校 537校（小学校378校、中学校159校）
- ・県立高等学校 66校（全日制55校、定時制11校）
- ・県立特別支援学校 16校

\*通信制2校については参考調査とし、調査結果に反映していません。

### 4 調査の時点

小中学校：平成27年2月12日

県立学校：平成27年2月16日

### 5 調査結果のポイント \*調査結果の主なものは別紙のとおり

\*（ ）内は前年度の割合

#### (1) 学校防災リーダーを中心とした防災教育・防災対策の推進状況<別紙-1>

「学校の防災に関する計画の見直し」が100.0%（100.0%）、「児童生徒の防災学習の指導」が91.8%（新規項目）、「施設設備や備品等の安全点検や対策」が89.3%（新規項目）などを主な取組として、県内の全ての学校において、学校防災リーダーを中心に、学校における防災教育・防災対策が推進されています。

また、「保護者・家庭と連携した防災の取組」を主な取組として回答した学校は55.1%（新規項目）、「地域と連携した防災の取組」と回答した学校は80.8%（73.2%）となっており、災害に強い学校づくりを進めるため、学校と家庭、地域が連携した取組を、一層推進していく必要があります。

## (2) 災害発生時別の教職員の対応や役割分担の決定状況<別紙-4>

災害発生時別の教職員の役割分担を決めている学校の割合は、「授業中」が100.0% (100.0%)、「休憩時間や放課後」が98.1% (94.8%)、「登下校中」が76.4% (72.8%)、「校外学習中(部活動含む)」が78.5% (74.1%)となっており、校内において災害が発生した場合の対応や役割については、ほぼ整ってきています。

しかし、児童生徒の通学方法は、徒歩、公共交通機関、スクールバスによる送迎など多様化しているため、登下校中に災害が発生した場合における教職員の対応や役割分担、保護者への引き渡し方法等についても定め、実際の災害を想定した訓練の実施等によりその有効性を検証し、改善していく必要があります。

## (3) 防災学習の実施状況<別紙-9>

防災学習は、「防災を内容とした講話」が96.9% (95.9%)、「各教科における防災に関する内容の学習」が80.0% (71.1%)、「災害経験者の体験談」が15.7% (8.9%)、「防災啓発車(地震体験車等)による地震体験」が21.6% (26.5%)、「防災タウンウォッチング」が19.2% (23.2%)、「防災マップ作成」が18.7% (19.9%)などとなっています。

体験をとおして防災について学ぶ活動は、防災に関する意識や知識の向上に効果的であるため、重要な活動と考えており、体験型防災学習の指導者研修会の開催、指導員の派遣による防災学習の支援等により、体験型の防災学習の実施を推進していきます。

## (4) 県教育委員会が作成した防災ノートの活用状況<別紙-10>

全ての公立小中学校と県立学校で、「防災ノート」が活用されており、主な活用方法としては、「防災学習の教材として」活用した学校が83.4% (79.0%)、「避難訓練等の事前・事後の指導のため」に活用した学校が74.2% (72.1%)となっています。

今年度、県教育委員会では、「防災ノート」をより活用しやすいものにするため、学校現場の意見を取り入れて、次のように改訂を行いました。

従来の「中高生版」を「中学生版」と「高校生版」に分け、「小学生(低学年版)」「小学生(高学年)版」とあわせて4種類としました。また、それぞれの版に避難所生活に関する内容を新たに加えたほか、児童生徒が家庭においても家族とともに防災について考えることができるよう、「ワークシート」を別葉で作成しました。

今後も、「防災ノート」をさらに活用しやすいものとするための検討を行っていきます。



#### (5) 地域と連携した防災の取組の実施状況<別紙-11>

地域と連携した防災の取組を実施した学校は 80.8% (73.2%) と年々増加しています。主な連携先は、「自主防災組織または自治会」が 47.2% (48.2%)、「消防」が 41.4% (36.6%)、「市町の防災担当課」が 47.3% (34.5%) となっています。

学校が実施する防災訓練への参加を地域住民に呼びかける、地域が実施する防災訓練に学校が積極的に参加するなどの取組に加え、訓練だけでなく、地域住民が参加する防災学習の実施や、防災について話し合う会議の開催などにより、さらに学校と地域の連携を進める必要があります。

#### (6) 学校が避難所または一時避難場所に指定されている状況<別紙-12>

市町の避難所または一時避難場所に指定されている学校の割合は 91.3% (91.4%) と、年々微減傾向にあります。これは、市町がより安全で効果的な避難所等の見直しに努めている結果だと考えられます。

避難所に指定されている学校において、避難所になった際の対応を決めている学校が 85.7% (73.7%)、自主防災組織や市町の防災担当課等と協議または訓練を行った学校が 55.6% (47.3%) と増加しており、学校が避難所の運営に協力する体制が進んできています。

#### (7) 学校の施設設備や備品等の安全対策の状況<別紙-13>

学校の施設設備や備品等の安全対策について、「できている」と回答した学校の割合は、「備品等の転倒落下防止対策」が 40.5% (24.2%)、「窓ガラス等の飛散防止対策」が 22.8% (16.2%) と増加しています。

施設設備や備品等の安全対策は、児童生徒の安全確保に関わる重要な対策であるため、さらに取組が進むように、学校や市町教育委員会に働きかけていく必要があります。

#### (8) 児童生徒のために使える備蓄の状況<別紙-14>

「水」70.9% (57.8%)、「食料」75.0% (63.3%)、「簡易トイレ」71.9% (67.3%)、「発電機」73.3% (69.9%)、「毛布」75.4% (66.2%)、「投光器等の照明器具」72.2% (65.8%) と、全ての調査項目において年々増加しています。

学校や市町教育委員会に対し、引き続き備蓄品の充実を働きかけていきます。

## 6 今後の対応

県教育委員会では、平成24年度と25年度に、学校における防災教育・防災対策を推進するための指導者として、学校防災リーダーを養成し、今年度は、学校防災リーダー等のフォローアップのための研修会を実施しました。また、学校における防災教育・防災対策の推進を支援するため、学校防災に関する専門的な知識と技術を有する職員を学校に派遣しています。

各学校においては、全ての教職員が防災に関する意識と知識を高め、学校の防災計画等の充実を図るとともに、地域も含めた学校防災の推進体制を確立する必要があります。

そのため、学校防災リーダー等教職員研修の実施、学校防災に関する専門的な知識と技術を有する職員派遣による支援、防災学習教材の充実等に継続的に取り組んでいきます。

また、学校や市町教育委員会とともに、県や市町の防災部局、消防、気象台、みえ防災・減災センター等の防災関係機関と連携して、災害に強い学校づくりに欠かせない地域と連携した取組を一層推進していきます。

なお、本調査は毎年度継続して実施し、学校の取組状況の進捗を把握することにより、必要な対策を講じていきます。

「平成26年度学校防災取組状況調査」結果（主な項目）

**1 学校防災リーダーを中心とした防災教育・防災対策の推進状況**

○ 推進している学校の割合

	小・中・県立学校	
	小・中	うち県立学校
平成26年度	100.0%	100.0%
平成25年度	100.0%	100.0%
平成24年度	99.7%	100.0%

○ 取組内容

ア 学校の防災に関する計画の見直し

	小・中・県立学校	
	小・中	うち県立学校
平成26年度	100.0%	100.0%
平成25年度	100.0%	100.0%

イ 防災教育の指導計画の作成や見直し

	小・中・県立学校		
	小・中	うち県立学校	
平成26年度	88.0%	75.6%	(新規)
平成25年度	—	—	

ウ 防災に関する教職員研修

	小・中・県立学校		
	小・中	うち県立学校	
平成26年度	75.9%	58.5%	(新規)
平成25年度	—	—	

エ 児童生徒の防災学習の指導

	小・中・県立学校		
	小・中	うち県立学校	
平成26年度	91.8%	86.6%	(新規)
平成25年度	—	—	

オ 保護者・家庭と連携した防災の取組

	小・中・県立学校		
	小・中	うち県立学校	
平成26年度	55.1%	24.4%	(新規)
平成25年度	—	—	

カ 地域と連携した防災の取組

	小・中・県立学校		
	小・中	うち県立学校	
平成26年度	80.8%	93.9%	
平成25年度	73.2%	59.5%	

キ 施設設備や備品等の安全点検や対策

	小・中・県立学校		
	小・中	うち県立学校	
平成26年度	89.3%	87.8%	(新規)
平成25年度	—	—	

ク その他

	小・中・県立学校		
	小・中	うち県立学校	
平成26年度	1.6%	2.4%	(新規)
平成25年度	—	—	

**2 学校の防災に関する計画の保護者や地域への公開状況**

○ 公開している学校の割合

	小・中・県立学校	
	小・中	うち県立学校
平成26年度	49.9%	37.8%
平成25年度	40.9%	26.2%
平成24年度	36.5%	26.2%

**3 最新のハザードマップや津波避難計画等の確認状況**

○ 確認した学校の割合

	小・中・県立学校	
	小・中	うち県立学校
平成26年度	100.0%	100.0%
平成25年度	100.0%	100.0%
平成24年度	97.5%	100.0%
平成23年度	96.7%	100.0%

**4 災害発生時別の教職員の対応や役割分担の決定状況**

○ 対応や役割分担の決定状況

ア 授業中

	小・中・県立学校	
	小・中	うち県立学校
平成26年度	100.0%	100.0%
平成25年度	100.0%	100.0%
平成24年度	99.4%	100.0%
平成23年度	91.3%	100.0%

イ 休憩時間や放課後

	小・中・県立学校	
	小・中	うち県立学校
平成26年度	98.1%	90.2%
平成25年度	94.8%	89.3%
平成24年度	93.4%	81.0%
平成23年度	83.2%	82.1%

ウ 登下校中

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成26年度	76.4%	54.9%
平成25年度	72.8%	52.4%
平成24年度	72.7%	44.0%
平成23年度	55.4%	39.3%

エ 校外学習中（部活動含む）

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成26年度	78.5%	62.2%
平成25年度	74.1%	57.1%
平成24年度	73.3%	53.6%
平成23年度	55.3%	50.0%

5 登下校中の災害時における避難方法の指導状況

○ 指導している学校の割合

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成26年度	95.5%	80.5%
平成25年度	93.9%	75.0%
平成24年度	93.8%	78.6%
平成23年度	89.9%	75.0%

6 災害発生後、安全が確認された場合における、児童生徒の引き渡しに関する保護者への周知の状況

○ 引き渡しを計画している学校の割合

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成26年度	93.2%	75.6%
平成25年度	91.1%	73.8%
平成24年度	88.1%	58.3%
平成23年度	82.0%	46.4%

○ 保護者に周知している学校の割合

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成26年度	89.6%	59.7%
平成25年度	89.0%	50.0%
平成24年度	81.7%	35.7%
平成23年度	77.8%	34.5%

7 様々な支援を必要とする児童生徒への対応の決定状況

○ 対応について決めている学校の割合

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成26年度	81.3%	43.9%
平成25年度	80.4%	34.5%
平成24年度	75.0%	31.0%

8 防災に関する訓練（避難訓練等）の実施回数

○ 訓練の実施回数の平均（1校あたり）

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成26年度	3.74回	2.76回
平成25年度	3.79回	2.62回
平成24年度	3.62回	2.44回
平成23年度	3.37回	2.32回

\* 1回の訓練で複数の内容の訓練を行った場合は、下記の「内容別実施回数」のそれぞれに計上されるため、合計は一致しません。

○ 内容別実施回数の平均（1校あたり）

ア 地震・津波避難訓練

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成26年度	2.86回	1.91回
平成25年度	2.93回	1.85回
平成24年度	2.92回	1.82回
平成23年度	2.54回	1.57回

イ 火災避難・消火訓練

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成26年度	1.84回	1.98回
平成25年度	1.88回	1.75回
平成24年度	2.00回	1.93回
平成23年度	2.23回	2.26回

ウ 風水害避難訓練

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成26年度	0.13回	0.09回
平成25年度	0.13回	0.10回
平成24年度	0.13回	0.05回
平成23年度	0.12回	0.05回

エ 救命応急手当訓練

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成26年度	1.00回	0.72回
平成25年度	0.96回	0.68回
平成24年度	0.98回	0.61回
平成23年度	0.83回	0.60回

オ 図上・避難所運営訓練

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成26年度	0.26回	0.21回
平成25年度	0.24回	0.15回
平成24年度	0.23回	0.14回
平成23年度	0.14回	0.20回

カ 引き渡し訓練

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成26年度	0.45回	0.10回
平成25年度	0.41回	0.10回
平成24年度	0.40回	0.08回
平成23年度	0.39回	0.06回

キ その他

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成26年度	0.11回	0.23回
平成25年度	0.16回	0.21回
平成24年度	0.13回	0.27回
平成23年度	0.09回	0.10回

9 防災学習の実施状況

ア 防災を内容とした講話

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成26年度	96.9%	97.6%
平成25年度	95.9%	90.5%
平成24年度	95.9%	97.6%
平成23年度	93.0%	92.9%

イ 各教科における防災に関する内容の学習

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成26年度	80.0%	28.0%
平成25年度	71.1%	23.8%
平成24年度	70.8%	15.5%
平成23年度	55.7%	15.5%

ウ 動画やアニメーションを活用した学習

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成26年度	45.4%	30.5%
平成25年度	56.5%	38.1%
平成24年度	55.5%	40.5%
平成23年度	36.0%	21.4%

エ 災害経験者の体験談

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成26年度	15.7%	6.1%
平成25年度	8.9%	9.5%
平成24年度	20.0%	6.0%
平成23年度	12.9%	16.7%

オ 防災啓発車（地震体験車等）による地震体験

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成26年度	21.6%	24.4%
平成25年度	26.5%	23.8%
平成24年度	28.7%	21.4%
平成23年度	24.7%	31.0%

カ 防災タウンウォッチング

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成26年度	19.2%	1.2%
平成25年度	23.2%	4.8%
平成24年度	21.4%	6.0%
平成23年度	14.0%	4.8%

キ 防災マップ作成

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成26年度	18.7%	6.1%
平成25年度	19.9%	8.3%
平成24年度	20.0%	4.8%
平成23年度	12.0%	2.4%

ク 防災イベント（防災ウォークラリー等）

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成26年度	10.3%	3.7%
平成25年度	10.0%	2.4%
平成24年度	11.5%	8.3%
平成23年度	7.3%	3.6%

10 県教育委員会が作成した防災ノートの実用状況

○ 防災ノートを活用した学校

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成26年度	100.0%	100.0%
平成25年度	100.0%	100.0%
平成24年度	98.3%	96.4%

○ 活用方法

ア 防災学習の教材として

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成26年度	83.4%	56.1%
平成25年度	79.0%	51.2%
平成24年度	—	—

(H25より)

イ 避難訓練等の事前・事後の指導のため

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成26年度	74.2%	54.9%
平成25年度	72.1%	53.6%
平成24年度	—	—

(H25より)

ウ 防災啓発の材料として

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成26年度	25.8%	19.5%
平成25年度	23.5%	23.5%
平成24年度	—	—

(H25より)

エ その他

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成26年度	2.4%	6.1%
平成25年度	2.2%	8.3%
平成24年度	—	—

(H25より)

## 11 地域と連携した防災の取組の実施状況

○ 地域と連携した取組を実施した学校の割合

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成26年度	80.8%	93.9%
平成25年度	73.2%	59.5%
平成24年度	64.9%	52.4%
平成23年度	55.9%	52.4%

### 11-1 連携先

○ 連携先の割合

ア 自主防災組織または自治会

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成26年度	47.2%	26.8%
平成25年度	48.2%	27.4%
平成24年度	40.4%	16.7%
平成23年度	31.1%	15.5%

イ 消防

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成26年度	41.4%	37.8%
平成25年度	36.6%	33.3%
平成24年度	33.2%	32.1%
平成23年度	29.8%	34.5%

ウ 市町の防災担当課

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成26年度	47.3%	92.7%
平成25年度	34.5%	26.2%
平成24年度	33.2%	26.2%
平成23年度	22.5%	25.0%

エ その他

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成26年度	20.7%	9.8%
平成25年度	30.6%	11.9%
平成24年度	31.2%	8.3%
平成23年度	22.5%	19.0%

### 11-2 連携の内容

○ 連携内容の割合

ア 防災学習

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成26年度	35.4%	23.2%
平成25年度	36.4%	28.6%
平成24年度	34.2%	26.2%
平成23年度	30.0%	25.0%

イ 防災訓練

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成26年度	59.9%	91.5%
平成25年度	53.1%	40.5%
平成24年度	44.5%	34.5%
平成23年度	35.6%	34.5%

ウ 防災会議

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成26年度	29.2%	24.4%
平成25年度	27.3%	21.4%
平成24年度	27.3%	19.0%
平成23年度	18.6%	15.5%

エ その他

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成26年度	5.0%	7.3%
平成25年度	5.5%	8.3%
平成24年度	4.5%	6.0%
平成23年度	4.3%	2.4%

## 12 学校が避難所または一時避難場所に指定されている状況

- 避難所または一時避難場所に指定されている学校の割合

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成26年度	91.3%	75.6%
平成25年度	91.4%	76.2%
平成24年度	91.9%	77.4%
平成23年度	92.4%	77.4%

### 12-1 学校が避難所になった際の対応の状況

- 指定されている学校のうち、学校が避難所になった際の対応を決めている学校の割合

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成26年度	85.7%	75.8%
平成25年度	73.7%	67.2%
平成24年度	68.4%	60.0%
平成23年度	55.5%	55.4%

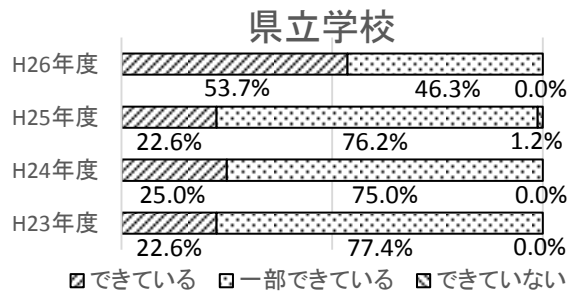
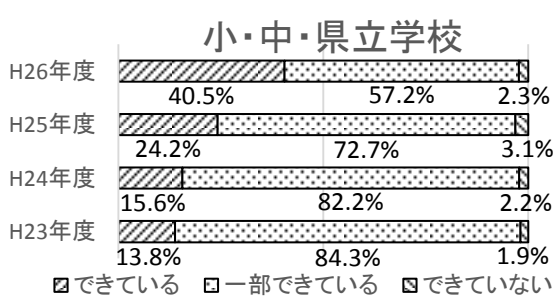
### 12-2 避難所運営に関する学校と自主防災組織、市町の防災担当課等との協議または訓練の実施状況

- 指定されている学校のうち、協議または訓練を行った学校の割合

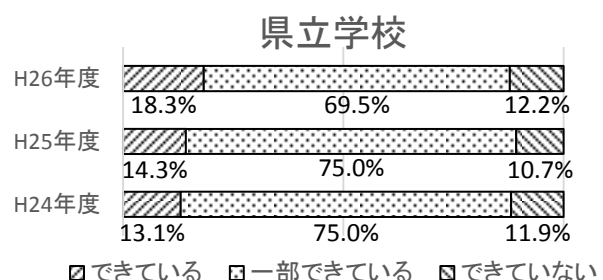
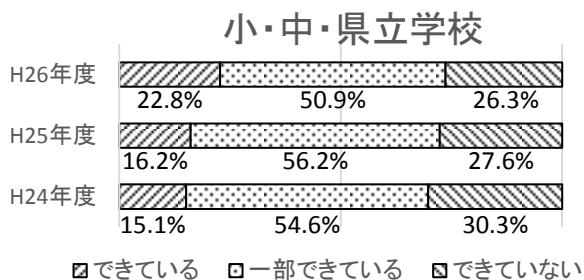
	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成26年度	55.6%	53.2%
平成25年度	47.3%	40.6%
平成24年度	43.6%	38.5%
平成23年度	32.9%	35.4%

## 13 学校の施設設備や備品等の安全対策の状況

- 備品等の転倒落下防止対策の状況



- 窓ガラス等の飛散防止対策の状況



## 14 児童生徒のために使える備蓄の状況

ア 水

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成26年度	70.9%	90.2%
平成25年度	57.8%	81.0%
平成24年度	51.8%	61.9%
平成23年度	51.2%	42.9%

イ 食料

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成26年度	75.0%	89.0%
平成25年度	63.3%	76.2%
平成24年度	57.3%	63.1%
平成23年度	53.0%	40.5%

ウ 簡易トイレ

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成26年度	71.9%	100.0%
平成25年度	67.3%	100.0%
平成24年度	60.5%	100.0%
平成23年度	53.7%	100.0%

エ 発電機

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成26年度	73.3%	100.0%
平成25年度	69.9%	100.0%
平成24年度	67.9%	100.0%
平成23年度	54.3%	100.0%

オ 毛布

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成26年度	75.4%	100.0%
平成25年度	66.2%	100.0%
平成24年度	64.6%	100.0%
平成23年度	55.6%	56.0%

カ 投光器等の照明器具

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成26年度	72.2%	100.0%
平成25年度	65.8%	100.0%
平成24年度	61.9%	100.0%
平成23年度	—	—

(H24より)

## 15 情報収集・情報伝達の手段の導入状況

ア 防災行政無線

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成26年度	82.2%	45.1%
平成25年度	84.5%	40.5%
平成24年度	82.5%	42.9%

イ 衛星携帯電話

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成26年度	17.6%	100.0%
平成25年度	7.1%	100.0%
平成24年度	6.2%	13.1%

ウ 災害時優先電話

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成26年度	68.8%	58.5%
平成25年度	58.4%	39.3%
平成24年度	—	—

(H25より)

エ トランシーバー

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成26年度	26.2%	40.2%
平成25年度	23.5%	29.8%
平成24年度	—	—

(H25より)

オ メール配信システム

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成26年度	77.7%	68.3%
平成25年度	—	—
平成24年度	—	—

(新規)

カ その他

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成26年度	19.5%	6.1%
平成25年度	29.5%	20.2%
平成24年度	35.7%	29.8%

## 16 緊急地震速報システムの導入状況

○ 緊急地震速報システムが導入されている学校の割合

	小・中・県立学校	
		うち県立学校
平成26年度	81.4%	100.0%
平成25年度	79.3%	100.0%
平成24年度	76.0%	100.0%



## 5 包括外部監査結果（教育委員会関係）について

### I 平成25年度包括外部監査結果（教育委員会関係）に対する対応結果について

#### 1 実施テーマ等

##### (1) 実施テーマ

防災・減災等事業に関する事務の執行について

##### (2) 監査の主な要点

- ① 防災・減災等事業に関する事務の執行の合規性
  - ・防災・減災等事業に関する事務について、県の規則等が関係法令及び条例に準拠しているか。
  - ・防災・減災等事業に関する事務が関係法令、条例、規則等に準拠して適切に実施されているか。
- ② 防災・減災等事業に関する事務の有効性・効率性・経済性
  - ・防災・減災等事業に関する事務が、経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的かつ適切に行われているか。

#### 2 対応結果（別紙参照）

教育委員会関係につきましては、次の事業が監査を受け、5件の意見がありました。意見のあった事項については是正が可能なものは、下記および別紙のとおり、必要な措置を講じました。また、今後、継続的に対応が必要なものについては、引き続き取り組んでまいります。

今後も措置を講じた事項の改善状況を確認するとともに、防災・減災等事業について適正な執行に取り組んでいきます。

監査を受けた事業	結果	意見
学校防災推進事業	0件	0件
学校防災機能強化事業	0件	3件
学校施設の耐震化推進事業	0件	2件

注1：「結果」とは、法令、規則に従い適切に処理されていない、また効率的かつ効果的な事務あるいは事業がなされていないなどの事項で、主に客観性が強いもの

注2：「意見」とは、「結果」以外に検討を要すべきと監査人が認める事項で、主に監査人の主観的判断が強く、「結果」に含めることが妥当でないもの

## 平成25年度 包括外部監査結果に対する対応結果

テーマ・区分・内容	対応結果	備考
<b>V 教育委員会事務局</b>		
<b>1. 学校防災機能強化事業について</b>		
<b>① 備蓄品在庫の管理状況について（意見）</b>		
<p>県は、孤立想定地区に所在する県立学校に水・食料の備蓄や衛星携帯電話の整備等を行い、平成24年度に当該学校の全ての整備が完了した。これらの備蓄品については、県として整備した物品の一覧は把握しているものの、その後の在庫管理面での活動は特段行われておらず、各学校の管理に一任している状況である。</p> <p>仮に備蓄品の管理が不十分だった場合、本来果たすべき学校防災の機能が満たされない。したがって、整備した備蓄品に対して、県として一定の在庫管理体制を整備することが求められる。また、各学校の良好な管理方法を、県が他の学校にも展開するような活動を行うことが、より望ましいと考えられる。</p>	<p>各県立学校で整備した備蓄品について、適切な管理を行っている事例をもとに、他の学校でも同様の展開ができるよう「災害備蓄物資管理マニュアル」を平成26年3月10日に作成し、すべての県立学校に配布しました。このマニュアルにより毎年定期的に各県立学校において在庫管理を行い、県教育委員会に備蓄品の管理状況の報告を行うよう在庫管理体制を整備しました。今後も適正な在庫管理に努めてまいります。</p>	教育委員会事務局
<b>② 非常用発電機に使用するガソリンの備蓄について（意見）</b>		
<p>県は非常用発電機及び携行缶を県立学校に配備し、燃料については各校により調達されている。ガソリンをはじめとした燃料に関しては、取扱に十分に配慮しないと火災を発生させる危険性が非常に高く、不注意が事故につながるおそれがある。</p> <p>各校がガソリンをどのように備蓄、管理しているかを県として調査、把握する必要性があるとともに、一定数量を超えて備蓄する場合には、消防署長への届出が必要など、消防法等関連法規を遵守して適切に備蓄、管理するように指導する必要があると考える。</p>	<p>平成25年9月に、各県立学校のガソリンの備蓄、管理状況を調査、把握するとともに、平成26年4月にも調査、把握しました。また、各消防本部には平成26年3月10日に各県立学校への適切な備蓄管理の指導を依頼するとともに、各県立学校に対しては、消防本部から備蓄管理の指導を仰ぐよう通知しました。今後も各県立学校には、定期的に消防本部の指導を受けることと、備蓄状況の報告を求めることなどにより、適正な在庫管理に努めてまいります。</p>	教育委員会事務局
<b>③ 学校防災機能強化事業に対する普及啓発活動と市町の動向把握について（意見）</b>		
<p>当該事業の負担金、補助及び交付金（以下「補助金等」）について、当初予算額に対する決算額の減少が大きい状況となっている。</p> <p>補助金等については、市町が実施する小中学校の非常用発電機や投光器等の防災機器の整備等を支援するため進めてきた。しかし、実際には市町からの要望が少なかったため、県が想定していたよりも実行割合が低下してしまった。このため次の点について検討されたい。</p> <p>まず、市町に対して当該事業の重要性についてより効果的な普及啓発活動を検討すべきであったと考えられる。次に、市町の動向（予算状況や防災に対する対策状況）を早くから把握しておくべきであったと考えられる。</p>	<p>当該事業は平成25年度までの事業として実施しました。今後、市町への新規補助事業を実施する場合は、今回の状況を踏まえ、より一層丁寧に市町への啓発を行うとともに、市町の意向や事業実施の見通しについて、早期かつ正確な把握に努めてまいります。</p>	教育委員会事務局

<b>2. 学校施設の耐震化推進事業について</b>		
<b>① プロジェクト予算の算出方法について（意見）</b>		
<p>学校施設の耐震化推進事業は、「命を守る緊急減災プロジェクト」の構成事業の1つである。通常、事業予算については需用費、役務費など、その支出の性格別に区分した単位である節別単位まで算出しているが、今回のプロジェクトについては節別単位での予算額を算出していない部分があった。</p> <p>「命を守る緊急減災プロジェクト」のように、これが大規模プロジェクトすなわち重要な事業であるという位置づけを考えれば、説明責任という観点から、事業予算と同レベル、すなわち節別での予算算出を予め行うことが望ましいと考えられる。</p>	<p>平成 26 年度学校施設の耐震化推進事業予算 179,793 千円について、節別に予算を算出した。</p>	<p>教育委員会事務局</p>
<b>② 校舎等耐震化に関する予算金額算出方法について（意見）</b>		
<p>耐震化に関する各工事の予算金額の算出は、平成 20、21 年度の耐震・改修工事に関する実績単価を使用している。一方で平成 24 年度の耐震化工事に関する予算額と決算額は大きく乖離した結果となっており、次の 2 点の問題があるといえる。</p> <p>第 1 に、まず使用しているデータが平成 20、21 年度と古い点である。昨今の自然災害の発生や技術の変化等から、同じ耐震化であっても数年前と現在とでは所要額が異なってくる可能性がある。使用するデータは古いものでなく最新の年度のもの、もしくは最新の年度分を含めた平均値を使用するのが妥当なものと考えられる。</p> <p>第 2 に、予算に使用している単価（50,000 円/m<sup>2</sup>）と平成 20、21 年度の実績単価が乖離している点（実績単価は 31,963 円/m<sup>2</sup>）である。これは、担当部局で 50,000 円/m<sup>2</sup>の単価がそのまま引き継がれてきたためといえる。使用する情報を引き継ぐ際には、その信頼性を部局内で確認する体制が必要であるといえる。</p> <p>以上から、予算の算出に際しては、利用可能な最新の実績単価を使用するなど、適切な見積単価を使用することに留意すべきといえる。</p>	<p>校舎等耐震化工事については、平成 25 年度に完了しましたので、耐震化以外の工事について直近の同事業内容・同規模工事の設計実績額から算出した単価の使用する及び直近の工事例が無い場合は営繕課へ概算見積を依頼することで、適切な予算要求額となるよう努めました。</p>	<p>教育委員会事務局</p>

## Ⅱ 平成26年度包括外部監査結果に対する対応方針について

### 1 実施テーマ等

#### (1) 実施テーマ

外部委託に関する事務の執行について

#### (2) 監査の主な要点

- ①契約事務が法令、条例、規則等に基づいて実施されているか
- ②委託先の選定方法において透明性、客観性、経済性が確保されているか
- ③契約金額の積算は根拠資料に基づき適切に算定されているか
- ④履行管理が適切に実施されているか
- ⑤コストの管理が適切に実施されているか
- ⑥委託の効果が適切に把握・検証されているか

### 2 監査結果の概要と対応方針（別紙参照）

教育委員会関係につきましては、対象となった21事業のうち、次の事業について4件の指摘、6件の意見を受けました。これらについて、別紙対応方針のとおり、適切な措置を講じていきます。

事業名	指摘	意見
学校情報ネットワークシステム運用支援業務委託	0	1
三重県立学校授業料等の口座振替収納に関する事務処理業務	0	1
平成25年度人間ドック事業委託	0	1
働きやすい職場づくり支援事業委託	2	0
県立学校等に係る自家用電気工作物の保安管理業務委託	1	1
平成25年度全国・ブロック体育大会引率教員旅費委託（高校、中学）	0	2
県立学校児童生徒健康診断心臓検診及び学校健康状態調査事業委託	1	0

注1：「指摘」とは、規則等に従い適切に処理されていないなど法規性等に問題がある事項

注2：「意見」は指摘事項には該当しないが、経済性・効率性・有効性等に関して意見を述べた事項

テーマ・区分・内容	対応方針	備考
<b>教育委員会</b>		
<b>1. 学校情報ネットワークシステム運用支援業務委託</b>		
<b>① 再委託の承認について（意見）</b>		
<p>委託先から「再委託承諾願」の提出を受け、再委託の承認が行われていたが、本委託業務を構成するヘルプデスク業務、サーバ管理業務、ネットワーク管理業務のほとんどを再委託先が実施するかのよう印象を受けるものであった。実際に再委託されたのはヘルプデスク業務のみであり、管理業務は質的に重要で大部分を再委託したことにはならないとのことであるが、再委託された業務の割合を把握して再委託の適否を検討すべきと考える。その方法として、委託料に対する再委託料の比率(再委託率)を用いることが適切と考える。また、再委託の承認にあたり、再委託先の業務遂行能力について検討する必要があるが、検討に必要な情報が提供されているとは思われない。客観的に業務遂行能力を判断できるように、具体的な実績等を求められたい。</p>	<p>再委託の承認については、従来は再委託承諾願の提出を受けた場合、再委託の業務内容や再委託が必要な理由等を確認したうえで承認していました。</p> <p>次期の契約の調達手続きにおいては、再委託の必要性や業務範囲に加え、再委託の予定額や再委託先の業務遂行能力が判断できる書類を求め、内容を確認したうえで承認していきます。</p>	教育委員会 事務局
<b>2. 三重県立学校授業料等の口座振替収納に関する事務処理業務</b>		
<b>① 予定価格について（意見）</b>		
<p>予定価格の計算の基礎とされている手数料単価は平成4年10月1日の協定書に基づくものであり平成4年度以降変更されていない。他県の手数料単価との比較等はしているものの、その合理性について十分に検証されていない。予定価格算定上の根拠を記録した上で、過去からの生徒数の推移、過去からの契約額の推移、学校納付金の収納に関する事務処理業務料の推移（データエントリー料、機械使用料、諸用紙類、郵送料、運営経費）等を考慮し、積上げによる積算方法により算定すべきである。</p>	<p>データエントリー料、機械使用料等の適正な設定には、専門的な知識が必要とされるため、金融機関の協力が必要です。</p> <p>このため、次回契約更新時には、契約先以外の金融機関に協力を求めることで、積上げによる積算方法による算定を検討します。</p> <p>また、他県の口座振替手数料との比較検証も引き続き実施します。</p>	教育委員会 事務局
<b>3. 平成25年度人間ドック事業委託</b>		
<b>① 委託事業費の精緻化について（意見）</b>		
<p>各医療機関の人間ドック受診者数は委託先で容易に把握できることから、県が負担する委託事業費を精緻化するために、各検査の単価を把握できる医療機関で人間ドックを受診した組合員に対する委託事業費は、各医療機関への支払い額の実費で精算すべきである。</p>	<p>人間ドック事業委託の単価については、指摘の内容を踏まえながら診療報酬点数も含めて契約単価の見直しについて検討していきます。</p>	教育委員会 事務局

#### 4. 働きやすい職場づくり支援事業委託

##### ① 仕様書の記載内容及び履行確認について（指摘）

仕様書にある「教職員相互の絆を深める事業」の記載内容が明確でないこと、教職員相互の絆を深めることが目的の情報交換会を行う事業であるにもかかわらず、その活動が事業で行われたことが報告されていないこと及び委託先が本委託業務の対象ではない教職員以外の参加者を事業対象者に含めていないことを履行確認において十分確かめていないことに問題がある。今後は、このような問題が生じないように、事業の内容をより詳細に仕様書に記載するとともに、委託先には委託事業の趣旨を十分理解して仕様書の範囲内で事業を行うように指導し、仕様書に沿った業務が行われたことを履行確認において十分に確かめることが必要である。

平成 26 年度働きやすい職場づくり支援事業委託契約の教職員相互の絆を深める事業における情報交換会に係る仕様書の記載を「情報交換会等」から「情報交換会（交流を目的とした福利厚生行事の企画により参加者を募り、情報交換を促進する場を設ける取組を含む。）」に改め変更契約を締結しました。

委託先である一般財団法人三重県公立学校職員互助会に対し、業務完了報告書に情報交換会の内容を具体的に記載すること、参加者名簿に所属を明記すること及び履行確認を確実にを行うために、事業完了後は速やかに報告することについて指導しました。また、教職員以外の者が参加した場合には、当該事業に要した費用を人数按分することにより教職員のみならずに要した費用を対象とするよう指導し、再発防止策を講じました。

また、教育委員会においても年度の途中段階で、委託先に対し事業の進捗状況の把握と仕様書に沿った業務内容を行っているかの確認を行いました。今後は、業務完了報告書を十分に検査し、適切に履行確認を行っていきます。

教育委員会  
事務局

##### ② 委託事業対象外への県費の支出について（指摘）

本委託業務は教職員を対象としているが、履行確認書には、教職員の家族等が参加していることを意味する記載があった。費用の一部を自己負担としている事業もあるものの、教職員以外の参加者は、本来この事業の対象ではない者であり、県費で負担すべきものではない。今後は、仕様書に従い教職員以外の者に対する支出とならないようにすべきである。

委託先である一般財団法人三重県公立学校職員互助会に対し、平成 25 年度の委託料 24,388,000 円のうち、対象外の者に支出された 6,017,484 円について返還請求を行いました。

また、平成 26 年度働きやすい職場づくり支援事業については、「①仕様書の記載内容及び履行確認について（指摘）」の対応方針により再発防止策を講じるとともに、教育委員会においても仕様書に沿った業務内容であるかの確認を徹底することにより適切に事業を執行してまいります。

教育委員会  
事務局

<b>5. 県立学校等に係る自家用電気工作物の保安管理業務委託</b>		
<b>① 予定価格の設定にかかる積算について(指摘)</b>		
<p>本委託業務の予定価格の算出は、一般財団法人中部電気保安協会（以下「中部電気保安協会」という。）のみの資料を元に算出されており、予定価格の客観性が確保できているとはいえない状況である。経済産業省ホームページにある電気保安法人の一覧表から三重県内に営業所等がある者は複数あるので、中部電気保安協会のみ資料に頼るのではなく、他業者に見積依頼するなどして予定価格の客観性を確保する必要がある。</p>	<p>予定価格の算出については、複数の者から見積りを徴取し、客観性の確保に努めます。</p>	<p>教育委員会事務局</p>
<b>② 一般競争入札の競争性の確保について(意見)</b>		
<p>本委託業務の入札は、北部地域を除き3回連続で1者入札となっているが、受注可能な業者は、経済産業省ホームページにある電気保安法人の一覧表より三重県内に営業所等がある者は複数あることから、競争性を確保するため複数の応札が行われるように工夫することが望ましい。1者入札の原因を入札可能業者に意見聴取するなどして検証することで一般競争入札の競争性の確保を実現されたい。</p>	<p>1者入札の対応として、入札可能業者に対して不参加の理由を聴取し、その結果により発注仕様書等を見直すなど、競争性の確保に努めます。</p>	<p>教育委員会事務局</p>
<b>6. 平成25年度全国・ブロック体育大会引率教員旅費委託（高校・中学）</b>		
<b>① 履行確認について(意見)</b>		
<p>この委託先が委託業務に要した支出と報告したものについて、その適否を判断するためには、支出の事実や支出内容の委託業務との合目的性について検討することが必要である。そのためには、各支出について請求書、銀行取引記録等により確認する必要がある。本委託業務では各支出について請求書等との突合はなされているとのことであるが、実際に突合を行った記録は残されておらず、何をどのようにどれだけ検討作業を行ったのか確認することができなかった。委託料を確定するために実施した確認作業について、何をどのように確認したかの証跡を残しておくべきである。</p>	<p>履行確認については、引き続き、委託先に担当者が訪問し、金額的重要性と質的重要性に基づいた観点でバランスよく無作為抽出して、確認作業を行います。その際、支出書類の突合等の記録を残すこととし、確認作業の有効性をより一層高めます。</p>	<p>教育委員会事務局</p>
<b>② 契約書の内容について(意見)</b>		
<p>契約書記載の契約金額を上限として、精算の上、履行が完了した部分に係る代金を支払うものとする旨の精算条項がないため、契約金額を下回る実績であった場合でも契約金額を請求される可能性があり、実際に支出を行う際にその都度契変更契約を締結しており、事務的負担が生じている。</p> <p>「契約書記載の契約金額を上限として、精算の上、履行が完了した部分に係る代金を支払うものとする」旨の条文の記載をするべきである。</p>	<p>体育大会での勝敗状況等により契約内容の見直しを実施する場合は、予算の執行管理上も、その都度変更契約を締結する必要があります。</p> <p>また、今後も、実績報告書等に基づき適切な履行確認を実施します。</p>	<p>教育委員会事務局</p>

7. 県立学校児童生徒健康診断心臓検診及び学校健康状態調査事業委託

① 履行確認について(指摘)

履行確認において実績報告書として委託先が作成した学校別の集計表を入手しているが、実際に心臓検診が行われたことを証するものによって確かめられていない。単価契約部分の委託料の金額を確定するためにも、心臓検査の数が正確であることを確かめる必要があった。今後は、心臓検診を行った病院等からの報告等の添付を要求し、心臓検診数との一致を確かめることが必要である。

包括外部監査での指摘後、委託業者を通じて、平成26年12月上旬までに各再委託業者から報告書等の提出を求め、心臓検診に係る事業委託契約変更時(平成26年12月26日)に、再委託業者の報告書と各県立学校の実績報告書の突合によって、履行確認を行いました。今後も、再委託業者と各県立学校からの報告書との突合を実施し、正確な履行確認を行います。

教育委員会  
事務局



## 6 第三期特定事業主行動計画「子育て支援アクションプラン」(案)について

### 1 計画策定の趣旨

第三期三重県教育委員会特定事業主行動計画「子育て支援アクションプラン」(以下「第三期計画」という。)は、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)により策定が義務づけられている「特定事業主行動計画」として策定するもので、対象となるのは三重県教育委員会事務局及び県立学校の職員です。

三重県教育委員会では、平成17年3月に第一期の特定事業主行動計画(平成17～21年度)を、平成22年3月には、第二期の特定事業主行動計画(平成22～26年度)(以下「第二期計画」という。)を策定し、次世代育成支援に関する取組を進めてきました。

三重県では、平成26年度の県政の重点テーマとして「少子化対策」を掲げ、「男性の育児参画」を重要な項目の1つに位置づけて「みえの育児男子プロジェクト」に取り組むとともに、次世代法の改正を受けて策定する都道府県行動計画については、相互に関連する「少子化対策計画」、「三重県子ども・子育て支援事業支援計画」、「第三期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」と一体化した計画(「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」)として、策定を進めています。

第三期計画の策定にあたっては、第二期計画の成果と課題を検証し、国から示された「行動計画策定指針」や「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」を踏まえて策定することとします。

#### 【参考】

##### ○ 次世代育成支援対策推進法

平成15年7月16日に公布、施行されましたが、行動計画に係る条項については、平成17年4月1日から施行され、この条項の施行から10年間の時限立法です。

平成26年4月23日に法の有効期限を10年延長するなどの改正法が公布、施行され、平成37年3月31日までの時限立法となっています。

##### ○ 特定事業主行動計画

特定事業主行動計画は、都道府県行動計画、市町村行動計画、一般事業主行動計画とともに、次世代法に規定されている4つの行動計画の1つです。

次世代法では、「国及び地方公共団体の機関の長等」は、職員を雇用する立場の事業主(特定事業主)と位置づけられており、行動計画(特定事業主行動計画)を策定することが義務づけられています。

## 2 第二期計画の成果と課題等

### (1) 数値目標の達成状況

第二期計画の進捗状況を客観的に把握するために、3つの数値目標を設定して、取組を進めてきました。

それぞれの数値目標に対する達成状況は以下のとおりです。

#### 【第二期計画期間中の数値目標達成状況】

	第一期 平均 (H17~21)	H22	H23	H24	H25	H22~25 平均	H26 目標
① 男性職員の妻の出産及び 育児参加のための休暇(5日 間以上)の取得率(%)	37.9	72.1	70.4	77.0	82.3	75.5	80%
② 男性職員の育児休業(部分 休業を含む)の取得率(%)	3.5	2.3	7.4	6.9	3.8	5.1	10.0%
③ 職員1人あたりの年次有 給休暇の平均取得日数 (暦年)	12.5	12.7	13.2	12.9	12.4	12.8	15日 以上

### (2) 成果等

育児休業等制度の拡充(配偶者の就業状況等に関わりなく育児休業等の取得を可能とする等の改正)や家族看護休暇の取得日数及び取得要件の拡大など、子育て支援に関する制度の充実により、職員がそれぞれの希望に応じた多様な勤務形態を選択することが可能になりました。

また、インターネットを活用した「ネットDE研修」による次世代育成支援に関する講座の開設、父子健康手帳の配付や「福利のしおり」による制度等の紹介、メールマガジンの配信などによる周知や啓発の取組により、職場風土の醸成や男性職員の育児参加意識は向上しつつあります。

#### 【参考】

○家族看護休暇取得日数	H22 : 1,736日(0.4日/人)	→	H25 : 2,777日(0.6日/人)
○学校等行事休暇取得日数	(新設)		H25 : 789日(0.2日/人)
○ネットDE研修次世代育成 関係講座の受講者数	H22 : 281人	→	H25 : 251人 ※ H26 : 506人(12月末)
○家族等とのふれあい支援事業参加者数			
・鈴鹿青少年センター	H22 : 48人	→	H25 : 547人
・熊野少年自然の家	H22 : 466人	→	H25 : 811人

### (3) 課題等

職員アンケート調査等の結果から、業務が多忙であること、休暇等を取得しにくい雰囲気があること、取得する職員の不安が大きいことなど、依然として様々な課題が残っていることがわかりました。

#### 【参考】

##### ◆ 平成 26 年度次世代育成支援アンケート調査

〔 対 象：県教育委員会事務局及び県立学校の正規職員 4, 677 人  
回答率：65.9% (回答者数は 3, 083 人) 〕

- 男性職員の育休等取得が進みにくい理由
  - 周囲の職員に迷惑がかかると考えるため 71.5%
  - 復帰後職務についていけるか心配であるため 19.6%
- 育休等を取得したくない（しなかった）理由
  - 職場に迷惑をかけるのを避けるため 66.9%
  - 復帰後の職場や仕事の変化に対応できなくなると思うため 22.1%
  - 職場が休暇を取得しにくい雰囲気であるため 18.1%
- 年休の取得が進みにくい理由
  - 業務が多忙であるため 80.8%
  - 周囲の職員に迷惑がかかると考えるため 61.2%
  - 職場が休暇を取得しにくい雰囲気であるため 18.1%

##### ◆ 2014 年度教職員満足度調査（点数は 5 点満点、順位は全 20 項目の順位）

〔 対 象：小中学校及び県立学校の正規職員 13, 069 人  
回答率：92.0% (回答者数は 12, 026 人) 〕

- 現在の総勤務時間は適切ですか 2.14 点 (20 位)
- 職場では休暇が取りやすいですか 2.57 点 (18 位)
- 仕事の配分は公平ですか 2.65 点 (17 位)

## 4 第三期計画（案）の概要

第三期計画（案）は、第二期計画の4つの基本方針を継承するとともに、引き続き『仕事も子育てもみんなで応援！』を合言葉に、「仕事」にも「子育て」にもがんばる職員を、みんなで応援する職場づくりを目指します。

また、前述の成果や課題等を受けて、今後もこれまでの取組を継続しつつ、より一層の職員の意識改革や職場の雰囲気づくりに努めていくため、第二期計画の11項目の取組をさらに充実するとともに、新たに「子育てを行う女性職員の活躍推進に向けた取組」を加えた12項目の取組を進めていきます。

なお、計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

### (1) 第三期計画（案）の構成

#### 第1章 総論

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画期間
- 3 計画の推進体制

#### 第2章 基本方針

- 1 子どもを生みやすい、育てやすい勤務環境を整備します
- 2 次世代育成を支援する職場風土をつくります
- 3 次世代育成を支援する地域社会の取組に積極的に参画します
- 4 取組を通じて子どもたちに次世代育成の大切さを伝えます

#### 第3章 次世代育成支援の取組

- 1 妊娠中の職員や出産後の職員に対する配慮
- 2 男性の子育て目的の休暇等の取得促進
- 3 育児休業等を取得しやすい環境の整備等
- 4 超過勤務の縮減
- 5 休暇の取得促進
- 6 次世代育成を支援する意識の醸成
- 7 子育てを行う女性職員の活躍推進に向けた取組
- 8 その他勤務環境の整備に関する取組
- 9 子育てバリアフリーに関する取組
- 10 子育てに関する地域活動への参画
- 11 子どもとふれあう機会の充実
- 12 学習機会の提供等による家庭の教育力の向上

## (2) 第二期計画からの主な改正点

### ① 行動計画策定指針（厚生労働省告示）の改正に伴うもの

- ア 第3章2「男性の子育て目的の休暇等の取得促進」 【計画17～19頁】
- ・ 「子どもの出生時等における父親の休暇取得の促進」から項目名称を変更
- イ 第3章7「子育てを行う女性職員の活躍推進に向けた取組」【計画35頁】
- ・ 様々な職務を経験できるよう配慮するとともに、育児等の状況に配慮した人事配置を行うこと、キャリア形成支援、育児休業中の支援、円滑な職場復帰に向けた支援等を行うことのほか、研修等の実施やメンター制度の導入に向けた検討を記載し、新規の取組項目として追加。
- ウ 第3章8「その他勤務環境の整備に関する取組」 【計画36～37頁】
- ・ 「人事評価への反映」という項目を追加し、管理職員の評価にあたっては良好な職場環境づくりに取り組む姿勢等を重視することを加筆。
  - ・ 「テレワーク等の推進に向けた検討」という項目を追加し、その導入に向けて、先進事例等を参考に研究・検討をしていくことを加筆。

### ② 検討会議等の意見やアンケート結果を反映するもの

- ア 第3章2「男性の子育て目的の休暇等の取得促進」 【計画17～19頁】
- ・ 育児休業を取得する男性職員に対するキャリア形成支援、育児休業中の支援、円滑な職場復帰に向けた支援を行う旨を加筆。
  - ・ 教育現場としての特徴を受け止め、次世代育成の大切さを子どもたちに伝えていくことを意識して取組を進める旨を加筆。
  - ・ 育児休業等の取得に際し、家族等の理解を得やすいように支援していく旨を加筆。
- イ 第3章3「育児休業等を取得しやすい環境の整備等」 【計画20～23頁】
- ・ 代替講師の確保がより困難になってきている状況を踏まえ、確保に向けた支援を行う旨を加筆。
  - ・ 教職員の育児休業等の取得促進を図るためには、保護者の理解が重要であることから、保護者の理解を得るための取組を推進する旨を加筆。
- ウ 第3章4「超過勤務の縮減」 【計画24～28頁】
- ・ 教育長、副教育長、各次長が教育委員会全体の超過勤務縮減に向けたマネジメントを行う旨を加筆。
- エ 第3章5「休暇の取得促進」 【計画29～31頁】
- ・ 長期休業中に「三重県教育委員会が主催する会議や研修等を実施しない期間」を設定し、学校現場の休暇取得促進を支援する旨を加筆。

### (3) 数値目標

#### ① 男性職員の妻の出産及び育児参加のための休暇（5日間以上）の取得率

平成25年度実績において現行目標を達成したことから、85%にします。

#### ② 男性職員の育児休業（部分休業を含む）の取得率

都道府県行動計画である「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」の平成31年度の目標値が14%に引き上げられたことや、平成26年度次世代育成支援アンケート調査結果において、育児休業等の取得を希望する男性職員の割合が平成23年度に実施したアンケート調査結果から増加していることを勘案し、14%にします。

#### ③ 職員一人あたりの年次有給休暇の平均取得日数

業務が多忙であることや、休みにくい職場の雰囲気などの課題の解消に向けた取組を進めることとし、引き続き15日以上とします。

## 7 学力向上の施策について

### 1 学力向上にかかる重点取組の主な進捗状況について

平成26年10月に設置した学力向上緊急対策チームが、重点取組として取り組んでいる7項目の進捗状況は次のとおりです。

#### (1) 指導主事等による小学校訪問

- ・ 管理職との面談による学力向上のための取組のきめ細かな把握と支援
- ・ 授業改善を核とした学校経営改革（校長のリーダーシップ）への支援
- ・ 257校（平成26年11月～平成27年1月に訪問）のうち、課題の見られた小学校を現在訪問中  
→平成27年度は小中学校約400校訪問予定

#### (2) 全国学力・学習状況調査（以下「全国学調」という。）の結果公表に向けたモデル様式の提示、市町の分析等への支援

- ・ 2町（度会町、大紀町）の分析等を支援

#### (3) 学力に特化した校内研修の実施

- ・ 授業研究担当者育成研修事業の重点推進校（16校）の担当者を育成
- ・ 小学校国語の問題作成支援（出前研修）を試行的に実施（2校）  
→平成27年度は県内全小学校に問題作成支援の取組を周知し、市町教育委員会と連携して、研修希望校で実施予定。

#### (4) 全国学調問題等の活用

各小中学校での、全国学調問題、みえスタディ・チェック、ワークシート（以下「3点セット」という。）を活用した学力向上のための効果的な取組を強化（実践推進校では特に徹底）。

##### ① 全国学調問題の活用

- 学習指導要領に基づき今求められている学力や、児童生徒の学力定着状況の実態を早期に把握し、授業改善に反映していくため、次の取組を徹底。
  - ・ 教職員自身も調査問題を解き、趣旨を把握
  - ・ 過去問の再実施（複数回）
  - ・ 児童生徒の解答のコピーを調査日に行い、自校採点・分析を実施
- 冬休み前の12月に、全国学調の過去問（B問題）等の学習教材をファイルした「三重の学-Viva!!（まなびばセット）」を、小中学校長会と連携して各校に配布。また、春休み前の2月には、全国学調

の過去問（A問題）もワークシート化して配布。

## ② みえスタディ・チェックの活用

授業改善や個に応じたきめ細かな指導の充実のために実施

【平成 26 年度の実施状況】

対象校数	7月試行	10月実施	11月実施
小学校 (378校)	62.7% (237校)	25.7% (97校)	55.3% (209校)
		81.0% (306校)	
中学校 (159校)	56.0% (89校)	30.8% (49校)	47.2% (75校)
		78.0% (124校)	
全体 (537校)	60.7% (326校)	27.2% (146校)	52.9% (284校)
		80.1% (430校)	

→平成 27 年度以降、実効性を高めるため、各市町教育委員会や学校等の現場の声、他県の独自テストの実施状況などを参考に、下記のワークシートを充実するとともに、スタディ・チェックの実施方法等を大幅改善。

- ・対象学年：小学校 4 年生及び 5 年生、中学校 1 年生及び 2 年生（小 6・中 3 は、全国学調の活用を徹底）
- ・実施回数：原則年 1 回（小 5・中 2 のみ、2 月にも実施）
- ・実施時期：全国学調実施日（ただし、平成 27 年度は 10 月予定）

## ③ ワークシート

單元ごとに授業の復習や家庭学習等で柔軟に活用できるようなワークシートを充実。

→平成 27 年度の冬休み前までに倍増予定（約 500→約 1,000）。

## (5) 国の調査官を招いての国語の研修会開催

各小学校の担当者が、4 回の研修会に少なくとも 1 度は参加し、指導方法や実践事例等を各校で普及・啓発。

<実施状況：参加率約 99% (374 校/378 校)>

平成 26 年 9 月 16 日 (227 人の参加)、11 月 25 日 (220 人の参加)、平成 27 年 1 月 27 日 (198 人の参加)、2 月 2 日 (170 人の参加)

## (6) 「学力向上通信 三重の学-Viva!!」による公立小中学校の全教職員への定期的な情報発信

全国学調の活用方策や県内の優良事例等の定期的な発信

創刊号 (平成 26 年 11 月 14 日発行)、第 2 号 (12 月 10 日発行)、第 3 号 (平成 27 年 1 月 13 日発行)、第 4 号 (2 月 10 日発行)

## (7) 読書習慣・生活習慣の確立に向けた県 P T A 連合会と連携した「チェックシート」集中取組（7 月、11 月に各 1 週間）



- ・ 実施率：約 5 割（平成 25 年度末）  
→約 8 割（平成 26 年度 2 回実施）に向上
- 平成 27 年度は、県 P T A 連合会等と連携し、子ども読書週間（4～5 月）の時期にも集中取組を実施するとともに、家庭での活用状況を把握し、実効性を高めるなどの取組を新たに実施予定。

【 7 月 】

対象校数	実施校数	県様式で実施	独自様式で実施
小学校（378 校）	277 校（73.3%）	197 校（52.1%）	80 校（21.2%）
中学校（159 校）	120 校（75.5%）	89 校（56.0%）	31 校（19.5%）

【 11 月 】

対象校数	実施校数	県様式で実施	独自様式で実施
小学校（378 校）	297 校（78.6%）	223 校（59.0%）	74 校（19.6%）
中学校（159 校）	136 校（85.5%）	123 校（77.3%）	13 校（ 8.2%）

## 2 平成27年度全国学力・学習状況調査について

- 調査予定日 平成27年 4 月21日（火）
- 調査対象 小学校第 6 学年・中学校第 3 学年の原則として全児童生徒
- 調査教科 国語、算数・数学、理科  
※対象教科に理科を追加（3 年に 1 回程度の実施）

## 8 「三重県特別支援教育推進基本計画（仮称）」（案）について

今年度末の策定を目指している「三重県特別支援教育推進基本計画（仮称）」については、平成26年10月7日の教育警察常任委員会にて同計画中間案を報告いたしました。その後、同計画中間案にかかるパブリックコメントを実施し、その意見も踏まえ、三重県教育改革推進会議における審議を経て、同計画（案）を取りまとめました。

### 1 中間案報告以降の経緯

- ・ パブリックコメント（平成26年10月8日から11月7日まで）
- ・ 三重県教育改革推進会議第2部会（平成27年1月15日）
- ・ 三重県教育改革推進会議全体会（平成27年2月4日）

### 2 同計画（案）に反映したパブリックコメント等の主な意見

- ・ 卒業後の地域生活支援体制の整備など、関係機関と連携した取組が必要である。
- ・ 就学前の個別の指導計画やCLM（チェック・リスト・イン三重）等の支援ツールの活用が必要である。
- ・ 訪問教育の取組について記載が必要である。
- ・ 特別支援学校が、障がい者雇用につながる業務内容等を企業等から把握するとともに、雇用に向けて企業への理解啓発に取り組む必要がある。
- ・ 高等学校が、発達障がい等のある生徒の雇用や就職等について、企業への理解啓発に取り組む必要がある。

### 3 同計画（案）の概要

計画の概要については、【別紙1】のとおりです。

### 4 スケジュール

3月 県議会教育警察常任委員会報告  
教育委員会定例会議決

【概要版】

平成 27 年 3 月 三重県教育委員会

1 三重県特別支援教育推進基本計画（仮称）の策定

計画策定の経緯

「三重県における特別支援教育の推進について」平成 18 年 10 月策定

「県立特別支援学校整備第二次実施計画」平成 23 年度～26 年度（25 年改定）

計画に基づく  
特別支援教育の推進

特別支援教育を取り巻く環境の変化

- 法令の改正等により、障がい者や特別支援教育を取り巻く環境が変化しているため、インクルーシブ教育システムに基づく新たな計画の策定が必要
- ・「障害者基本法」の改正（平成 23 年 8 月）
- ・「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成 24 年 7 月 中央教育審議会初等中等教育分科会）
- ・「障害者の権利に関する条約」の批准（平成 26 年 1 月） 等

インクルーシブ教育システムの構築に向けての考え方

- 障がいのある子どもと障がいのない子どもが同じ場でともに学ぶことを基本としつつ、個別の教育的ニーズに対しては最も確に答える学びの場において教育を実施
- 障がいのある子どもの教育は、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場による指導・支援を推進
- 障がいのある子どもが、障がいのない子どもと同じ場でともに学ぶ場合には、最も本質的な視点として、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけていけるかどうかを考慮

特別支援教育全般の現状と課題

- 支援の必要な幼児児童生徒数の増加や、障がいが多様化していること等により、指導・支援の充実が求められるため、教員の専門性の向上が必要
- 早期からの一貫した支援を行うため、支援情報が円滑に引き継がれる体制の整備が必要
- 通常の学級や高等学校における個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成・活用が必要
- 特別支援学校に在籍する児童生徒数の増加に伴う、施設の狭隘化等が課題

「三重県特別支援教育推進基本計画（仮称）」の策定

計画の期間：平成 27 年度～31 年度

2 インクルーシブ教育システムの推進

(1) 早期からの一貫した支援の推進

(2) 就学前の取組

(3) 就学相談・就学先決定のあり方

(4) 連続性のある多様な学びの場の整備と合理的配慮

(5) 発達障がい等のある児童生徒への対応

- パーソナルカルテ等を活用した情報の引き継ぎによる一貫した支援の推進
- まわりの保護者や地域の人たちに対する障がいや支援についての理解啓発の促進
- 子どもの年齢や能力、特性を踏まえた十分な教育が受けられる就学先の決定

三重県教育改革推進会議において審議（平成 25 年度～平成 26 年度）

### 3 特別支援学校における教育の推進

(1) 個々のニーズに応じた教育の充実

(2) キャリア教育の推進

(3) 今後のセンター的機能のあり方

(4) 交流および共同学習の充実

(5) 医療的ケアの取組

(6) 盲学校および聾学校のあり方

- 幼稚部、小学部から高等部までの計画的・組織的な指導、キャリア教育の充実等の視点からの教育課程の見直し
- 進路希望の実現に向けた職業教育の充実（職業適性アセスメントの活用、提案型の職場開拓、早期からの職場実習の実施、業務内容等のニーズ把握や理解啓発）
- 小中学校、高等学校の教育力の向上を支援するセンター的機能の充実と「三重県こども心身発達医療センター（仮称）」併設特別支援学校のセンター的機能の検討

### 4 小中学校における特別支援教育の推進

(1) 通常の学級における特別支援教育の推進

(2) 通級による指導の充実

(3) 特別支援学級における教育の充実

- 個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成・活用による引継ぎ体制の構築や授業の充実
- 連続性のある多様な学びの場のキーポイントとなる通級指導教室の充実
- 特別支援学校学習指導要領を参考とした教育課程の検討と指導・支援の充実

### 5 高等学校における特別支援教育の推進

(1) 発達障がい等のある生徒への対応

(2) 個別の指導計画・個別の教育支援計画の充実

(3) 教育課程と授業の充実

- 発達障がい等のある生徒の相談・支援にかかる体制づくりの推進
- 中学校からの個別の教育支援計画等の確実な支援情報の引継ぎの推進
- 生徒の実態に即した多様な教科・科目の選択等を可能にする教育課程の編成や評価方法等の検討

### 6 教員の専門性の向上

- 専門性が継承できるよう、教員の配置等の工夫による人材育成
- 特別支援学校のセンター的機能による専門性向上の支援
- 大学等と連携した認定講習による特別支援学校教諭免許状保有率の向上

### 7 特別支援学校の整備

(1) これまでの計画に示された整備について

- 特別支援学校東紀州くろしお学園（本校）、松阪地域特別支援学校（仮称）、「三重県こども心身発達医療センター（仮称）」併設特別支援学校の整備
- 寄宿舎の統合のあり方や組み合わせについての検討

(2) 今後の整備について

- 地域の状況を考慮した通学区域の検討
- 施設・設備等の教育環境の充実や老朽化施設の改修等の計画的な更新についての検討

## 9 平成30年度全国高等学校総合体育大会開催に向けた準備状況について

### 1 平成30年度全国高等学校総合体育大会三重県開催の目的

平成30年度全国高等学校総合体育大会（以下、「大会」という。）を三重県で開催する目的を次のように考え、準備を進めていきます。

- 高校生の技能向上とスポーツ精神の高揚による心身ともに健全な青少年の育成、及び豊かな人間性を持ち地域の未来を担う人材の育成
- 来県者30万人に向けた三重の魅力発信とおもてなし

### 2 平成30年度全国高等学校総合体育大会三重県準備委員会（以下、「準備委員会」という。）について

#### （1）設立及び設置期間

平成27年5月に設立し、平成30年度全国高等学校体育大会三重県実行委員会（以下、「実行委員会」という。）の設立（平成28年3月）まで設置

#### （2）概要

開催基本方針の決定や年次業務推進計画などの案を作成します。

また、大会に参加する選手が精一杯力を発揮し、大会に臨めるための環境づくりや、来県される応援の方々の受け入れ体制等の準備を進めます。

#### （3）組織

①会長は、三重県教育委員会教育長とします。

②委員は、県関係部局の総務課長、会場地市町担当課長及び関係機関・団体等の担当で構成します。

③準備委員会内に「広報・報道・おもてなし」、「競技」、「式典・演技」、「宿泊・衛生」、「輸送・警備」、「高校生活動」の各専門委員会を設けます。

④事務局は、三重県教育委員会事務局保健体育課内に置きます。

#### （4）会議

第1回（5月予定）：開催基本方針の決定等（※1）

第2回（11月予定）：大会愛称、スローガン等の募集及び決定（※1）

第3回（3月予定）：三重県基本構想(案)・年次業務推進計画(案)、おもてなし計画(案)の作成、実行委員会設置要綱の決定等（※2）

（※1）ブロック大会として、東海4県で合意形成のもと作成するもの。

（※2）三重県の取組として作成するもの。

- (5) 平成27年度に各専門委員会で実施する主な取組
- 広報用チラシを作成し、中学校・高等学校の大会等で配布  
(広報・報道・おもてなし専門委員会)
  - 大会会場・開催日程について、競技団体や会場地市町と調整  
(競技専門委員会)
  - 総合開会式に係る式典内容の検討  
(式典・演技専門委員会)
  - 高校生によるインターネット等を利用した情報発信  
(高校生活動専門委員会)
  - 各専門委員会における、三重県基本構想(案)、年次業務推進計画(案)などの作成  
(各専門委員会)

### 3 実行委員会について

#### (1) 設立

平成28年3月に、準備委員会の規模を拡大した実行委員会を設立します。

#### (2) 概要及び組織

スポーツ推進と三重の魅力発信を効果的に進めるため、知事が会長に就任し、国体常任委員会と同一の庁内各部局、及び主要な関係団体等で組織します。

実務的な検討は、準備委員会と同様に実行委員会の中に専門委員会を置き行うこととします。

### 4 今後の方針

本大会の開催が、本県高等学校運動部活動の活性化と県全体のスポーツ推進及び本県の魅力発信に繋がるよう、会場地市町や教育関係団体及び関係部局等との連携を図り、円滑な開催準備に取り組んでいきます。

なお、会場地市町については、最終的な調整を行っており、近々に内定します。

## 平成30年度全国高等学校総合体育大会三重県準備委員会 スケジュール(案)

	平成27年度(開催3年前)	平成28年度(開催2年前)	平成29年度(開催1年前)	平成30年度(開催年)
<b>準備組織</b>	<b>準備委員会</b>	<b>実行委員会</b>		
<b>業務計画</b>	・開催基本方針決定(※1) ・三重県基本構想(案)作成(※2) ・年次業務推進計画(案)作成(※2) ・ <b>おもてなし計画(案)作成(※2)</b> ・会場地市町の決定(※2) ・競技会場・総合開会式会場(案)作成(※1) ・平成30年度大会開催の県と会場地市町の役割分担(案)作成(※2) ・大会愛称、スローガン等募集・決定(※1) ・高体連マーク規程策定(※1) 高校生による広報活動	実行委員会設立(3月) ・競技種目別実施要項作成 ・競技会場運用計画作成 ・ <b>おもてなし計画実施</b> ・競技種目別開催経費試算 ・競技役員養成 ・総合開会式実施要項(案)の検討 ・大会総合ポスター作成・配布 ・ヤングスポーツボランティア(仮称)	・競技種目別大会プログラム作成 ・プレ大会・プレ合宿の実施 ・総合開会式開催要項の作成 ・式典練習会・草花装飾試験栽培 ・カウントダウンイベントの実施	記録センター、プレスセンター設置 大会開催(7月下旬～8月中旬) 運営費補助金交付 総合開会式リハーサル プレイベント

		平成27年度			3月	
		5月	11月	3月	3月	
<b>準備委員会</b>	<b>会議</b>	<b>準備委員会設立 第1回準備委員会</b> 開催基本方針決定、会場地市町の決定 大会愛称、スローガン等募集 高体連マーク規程策定	<b>第2回準備委員会</b> 県/市町役割分担(案)調整 大会愛称、スローガン等決定	<b>第3回準備委員会</b> 県/市町役割分担(案)作成 専門部会検討状況報告	<b>実行委員会設立 第1回実行委員会</b> 県/市町役割分担決定	
	三重県基本構想推進計画等	三重県基本構想(案)の作成 年次業務推進計画(案)の作成 おもてなし計画(案)の作成 (各専門委員会にて)			三重県基本構想(案)とりまとめ 年次業務推進計画(案)とりまとめ おもてなし計画(案)とりまとめ	三重県基本構想策定 年次業務推進計画決定 おもてなし計画決定
	会場地選定等	競技会場・開催日程調整			競技会場・総合開会式会場(案)とりまとめ	競技会場・総合開会式会場決定
	高校生による広報活動	広報活動の内容検討 → ネット広報研修 → 高校生活動による広報活動				

- ・ (※1) ブロック大会として、東海4県で合意形成のもと作成するもの。
- ・ (※2) 三重県の取組として作成するもの。
- ・ 下線部分は、三重県独自の取組。

- 【準備委員会 専門委員会組織】**
- ① 広報・報道・おもてなし専門委員会
  - ② 競技専門委員会
  - ③ 式典・演技専門委員会
  - ④ 宿泊・衛生専門委員会
  - ⑤ 輸送・警備専門委員会
  - ⑥ 高校生活動専門委員会

# 10 「第三次三重県子ども読書活動推進計画」(案)について

## 1 経緯

県では、「第三次三重県子ども読書活動推進計画」策定に向け、平成25年9月から検討を進めてきました。

県の第二次計画における成果と課題の検証、国の第三次計画における基本的方針を踏まえ、三重県独自の取組方向等を設定し、市町及び県庁関係部局へ意見照会を実施した後、中間まとめ案を作成しました。

中間まとめ案を6月県議会教育警察常任委員会へ報告の後、7月に中間まとめに対するパブリックコメント及び市町と県庁各部局への意見照会を実施しました。

その後、8月の全国学力・学習状況調査の結果を受け目標数値を変更し、10月以降、各市町教育委員会を訪問し調整を行いました。

### 【国】

第一次計画 (平成14年8月～)
第二次計画 (平成20年3月～)
第三次計画 (平成25年5月～)
計画期間：概ね5年間

### 【県】

第一次計画 (平成16年3月～)
第二次計画 (平成21年11月～)
<b>第三次計画 (平成27年4月～)</b>
<b>〈策定中〉</b> 計画期間：概ね5年間

## 2 最終案の検討

### (1) 第二次計画の成果と課題

公立図書館における児童書貸出冊数の目標数値達成、小中学校における読書ボランティアとの連携推進などの成果はあるものの、家庭・地域・学校等各主体において次の未だ解決すべき課題が残されています。

- ①家庭における読書習慣の定着
- ②地域において、公立図書館等の機能を活用した家庭、学校に向けた啓発活動の充実
- ③学校図書館のさらなる整備充実と、確かな学力の基盤づくりの推進

### (2) 第三次計画の基本的な方針

国の基本的方針、第二次計画の成果と課題を踏まえ、次の3つを基本的な方針として設定しました。

- ①家庭、地域、学校等における、読書環境の整備、読書機会の提供、読書活動の啓発の3つの観点に沿った取組を相互に連携・協力し社会全体で促進
- ②家庭、地域、学校等の取組を支援するための助言や情報提供の充実
- ③子どもの読書活動の意義について県民の理解を深めるための広報啓発活動の実施



### (3) 三重県独自の取組方向と主な方策

#### ～読書をととした地域づくり、子どもの育ちと学びの推進～

図書館は、多様な主体と連携して、図書館が有する子育て、産業支援などの地域の課題解決支援機能を活用し、多方面から読書活動を推進するとともに、確かな学力の基盤づくりに向け「みえの学力向上県民運動」と連携してまいります。

#### ①人と人をつなぎ、豊かな地域づくり、地域活性化を推進する読書活動

・公立図書館を核として地域の体験施設等が連携した事業実施

(例：体験講座とブックトークやお話し会を組み合わせた活動)

#### ②五感を使いながら子どもの心と身体を育み、確かな学力の基盤を築く読書活動

・学校における学校図書館を活用した授業の推進や、ビブリオバトルの普及

### (4) 学校図書館法の改正を踏まえた内容変更

改正学校図書館法の施行に伴い、学校に学校司書を置くよう努めなければならないと規定されたことを踏まえ、配置を促す内容に加筆修正しました。

### (5) 成果指標の見直しと、平成26年度全国学力・学習状況調査結果を受けた目標数値の変更(別紙参照)

各主体の読書活動の実態をより表す指標に置き換え、全体項目数を6項目から7項目としました。「全国学力・学習状況調査」の質問項目は、「みえの学力向上県民運動」との連携をより強化し、読書活動の一層の推進を目指すものに変更しました。

・過去の全国平均の平均伸び率を参酌し算出、全国平均以上を目指します。

### (6) 市町教育委員会との調整の結果

各市町教育委員会への意見照会後、各市町を訪問し、目標数値達成に向け、推進体制の充実のための取組依頼と優良事例の提供を行いました。

学校司書の配置は、財政状況から短期的な改善が困難な市町があるものの、その他の目標数値に異論はありませんでした。

平成27年度に向けて、学校司書の配置や公立図書館司書の学校派遣、読書ボランティア導入や、図書購入費の確保・拡大に努めるなど、市町における取組の進展が確認できました。

### (7) 計画策定後の対応

第三次計画の普及啓発に加え、市町教育委員会の計画の策定、見直しと、

それに基づく取組の推進が図られるよう、引き続き必要な情報提供や助言を行っていきます。

### **3 スケジュール**

3月 県議会教育警察常任委員会報告  
教育委員会定例会議案提出・審議

# 成果指標 比較表

(別紙)

第三次計画の成果指標、目標数値					第二次計画の成果指標、目標数値				
目指す成果	指標		26年度実績	31年度目標		成果指標	25年度実績	目標数値	
家庭において読書習慣が身につく	(新)※普段(月～金曜日)、1日当たり読書を全くしない県内公立小・中学校児童生徒の割合	小学校	21.4% (全国19.3%)	18.0%	←	—	—	—	
		中学校	35.7% (全国34.3%)	28.0%					
地域において公立図書館をはじめとした多様な主体が連携して読書活動が推進される	ボランティアと連携している県内公立小・中学校の割合	小学校	〈H24〉69.0% (全国81.2%)	76.0%	←	ボランティアと連携している県内公立小・中学校の割合	小学校	〈H24〉69.0% (全国81.2%)	72.0%
		中学校	〈H24〉23.9% (全国27.2%)	28.0%			中学校	〈H24〉23.9% (全国27.2%)	18.0%
	県内公立図書館の児童書貸出冊数		〈H25〉 2,568,605冊	2,763,000冊		県内公立図書館の児童書貸出冊数		〈H24〉 2,523,302冊	2,325,000冊
学校において組織的に読書活動が推進され、確かな学力の基盤が築かれる	※一斉読書を実施する県内公立小・中学校の割合(週に2回以上実施する割合)	小学校	〈H25〉76.6% (全国61.1%)	81.0%	←	全校一斉読書活動を実施する県内公立小・中学校の割合(年に1回以上実施する割合)	小学校	〈H24〉92.8% (全国96.4%)	95.0%
		中学校	〈H25〉85.9% (全国79.8%)	86.0%			中学校	〈H24〉78.0% (全国88.2%)	83.0%
	(新)※専ら学校図書館の職務に従事する職員(学校司書)を配置する県内公立小・中学校の割合	小学校	〈H25〉38.8% (全国53.2%)	54.0%	←	—	—	—	
		中学校	〈H25〉51.9% (全国51.9%)	63.0%					
	(新)※学校図書館を活用した授業を計画的に(学期に数回以上)行っている県内公立小・中学校の割合	小学校	〈H25〉77.2% (全国80.5%)	83.0%	←	—	—	—	
		中学校	〈H25〉39.5% (全国42.2%)	50.0%					
(新)高等学校図書館で実施された授業の延時間数		〈H25〉 2,985時間	3,400時間	←	—	—	—		
—			—	—	←	県教育委員会開催の読書活動推進のための講演会参加者数	435人	1,000人	
—			—	—	←	県立図書館における専門的研修会の開催回数と参加者数	10回 475人	15回 400人	
—			—	—	←	学校図書館を保護者や地域住民に開放している県立高等学校	78.0%	90.0%	

※「全国学力・学習状況調査」質問事項を成果指標として設定

・項目数 6→7(新規4、廃止3、区分等変更1)

・一斉読書に関する調査は「学校図書館の現状に関する調査」から「全国学力・学習状況調査」へ変更(隔年調査から毎年調査で把握するため)、区分を「週に2回以上実施する割合」とすることで、より組織的、継続的な取組を促進する指標とする。

・成果指標のうち「全国学力・学習状況調査」質問事項は、全国平均の平均伸び率を参酌し算出、原則として全国平均以上を目指す。

## 1 1 審議会等の審議状況について（平成26年11月21日～平成27年2月15日）

### 1 三重県教育改革推進会議

1 審議会等の名称	三重県教育改革推進会議第2回第2部会
2 開催年月日	平成27年1月15日
3 委員	部会長 栗原 輝雄 委員 太田 浩司 他8名（出席者計7名）
4 諮問事項	(1) 次期三重県教育ビジョン（仮称）の策定について (2) 三重県特別支援教育推進基本計画（仮称）の策定について
5 調査審議結果	<p>(1) 次期三重県教育ビジョン（仮称）の策定について 次期三重県教育ビジョン（仮称）の重点取組方針（仮称）と施策内容について、審議しました。</p> <p>（主な意見）</p> <p>○重点取組方針（仮称）について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校スポーツの推進については、学業と運動部活動の両立で悩んでいる子どもや、運動の苦手な子どももいるので、数値目標の設定にあたっては、その点に配慮すべきである。</li> </ul> <p>○施策内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不登校児童生徒への支援には、スクールソーシャルワーカーや市町の福祉部局と連携した家庭への支援が有効である。</li> <li>・高校生の中途退学への対応として、子どもたちが高校選択に向けて、小中学校の段階から将来を見据えられるよう指導することや、興味・関心を持てる授業づくりを行うことが重要である。</li> </ul> <p>(2) 三重県特別支援教育推進基本計画（仮称）の策定について</p> <p>三重県特別支援教育推進基本計画（仮称）の最終案について、26年10月から11月に実施したパブリックコメントの結果を踏まえ、審議しました。</p> <p>（主な意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最終案は、全体的に充実した計画になっている。今後は、計画を実効性のあるものとしていく必要がある。</li> </ul>
6 備考	次回開催予定 第4回全体会 平成27年2月4日

1	審議会等の名称	三重県教育改革推進会議第2回第1部会
2	開催年月日	平成27年1月16日
3	委員	部会長 山田 康彦 委員 梅村 光久 他8名 (出席者計8名)
4	諮問事項	・次期三重県教育ビジョン(仮称)の策定について
5	調査審議結果	<p>次期三重県教育ビジョン(仮称)の重点取組方針(仮称)と施策内容について、審議しました。</p> <p>(主な意見)</p> <p>○重点取組方針(仮称)について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学力の向上について、アクティブ・ラーニングの考え方は不可欠であるが、教員の力量に負うところが大きい。モデル校を指定し、指導のノウハウを蓄積するなど事業化してはどうか。</li> <li>・グローバル人材の育成にあたっては、海外への留学者の増加をめざすだけでなく、海外交流やホームステイなど留学生の受け入れをもっと積極的に行うべきである。</li> </ul> <p>○施策内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校の特色化・魅力化を進めるにあたって、主体的な学習を目指す探究科など普通科系の専門学科の整備を検討してはどうか。</li> <li>・少子化に対応した先進的・モデル的な教育の取組ができなにか。</li> <li>・開かれた学校づくりのために、学校運営協議会や学校支援地域本部は重要な役割を果たしているが、運営協議会の委員の意識を上げていくことや学校支援地域本部の地域コーディネーターの人選が課題である。</li> <li>・子どもたちが安心して学校生活を送るために、ハザードマップで危険箇所位置している学校の防災対策を最優先課題として推進してほしい。</li> </ul>
6	備考	次回開催予定 第4回全体会 平成27年2月4日

1 審議会等の名称	第4回三重県教育改革推進会議（全体会）
2 開催年月日	平成27年2月4日
3 委員	会長 山田 康彦 副会長 向井 弘光 委員 梅村 光久 他17名（出席者計16名）
4 諮問事項	(1) 次期三重県教育ビジョン（仮称）の策定について (2) 三重県特別支援教育推進基本計画（仮称）の策定について
5 調査審議結果	<p>(1) 次期三重県教育ビジョン（仮称）の策定について 次期三重県教育ビジョン（仮称）の骨格案について、審議しました。</p> <p>（主な意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次期ビジョンの策定に当たっては、県の地方創生総合戦略との整合を図るとともに、国の予算を大いに活用しながら、少子化対策、県外からの人口流入につながる教育施策を展開してほしい。</li> <li>・体力の向上については、幼児期から自然の中での遊びを通して体力を養うことが大切である。学校においても、朝や休み時間にスポーツやマラソンを取り入れるなど、具体的な取組を進めるべきである。</li> <li>・教育の機会均等は重要な課題であるので、どんな取組ができるのかを整理したうえで、踏み込んだ記述をすることが必要である。また、就学前教育は格差是正の観点からも重要である。</li> </ul> <p>(2) 三重県特別支援教育推進基本計画（仮称）の策定について</p> <p>三重県特別支援教育推進基本計画（仮称）の最終案について、審議しました。</p> <p>事務局が提案した原案のとおりとし、教育警察常任委員会及び教育委員会定例会での説明・審議を経て、平成26年度末を目途に計画を公表することについて了承されました。</p>
6 備考	次回開催予定 次年度開催

## 2 三重県地方産業教育審議会

1 審議会等の名称	三重県地方産業教育審議会
2 開催年月日	平成27年2月3日
3 委員	会長 村木 敏雄 副会長 村田 典子 委員 磯部 由香 他7名（出席者9名）
4 諮問事項	今後の産業教育のあり方についての協議及び、次期「審議のまとめ」（仮称）の策定に向けた視点や方向性、構成内容について
5 調査審議結果	<p>審議に先立ち、第25回全国産業教育フェア三重大会に向けた進捗状況を報告し、委員から、産業界との効果的な連携方法等についてご助言をいただきました。</p> <p>その後、産業教育を取り巻く環境と生徒の現状を踏まえ、今後の産業教育のあり方について協議が行われました。</p> <p>また、次期「審議のまとめ」（仮称）の策定に向けた視点や方向性、構成内容について審議が行われました。</p> <p>（主な意見）</p> <p>① 産業教育を取り巻く社会の変化について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 将来の夢を持つ生徒の割合がさらに高くなるような方策について検討する必要がある。</li> <li>・ 社会のグローバル化の中で教育をどのように改善していくのか示す必要がある。</li> <li>・ 国際社会で活躍するためには、職業学科の生徒についても海外留学は重要な経験となる。</li> </ul> <p>② 次期「審議のまとめ」（仮称）の策定について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人口減少、グローバル化が進むほど、郷土愛を育み、地域の担い手となる人材の育成が重要である。</li> <li>・ 「生きる目的や志の育成」、「地域を担う意識の醸成」、「グローバル化への対応」の視点から職業教育の今後を考える必要がある。</li> <li>・ 県や国の施策や方向性とリンクして、職業教育の視点を充実させる必要がある。</li> </ul>
6 備考	次回開催予定 平成28年2月

### 3 三重県障害児就学指導委員会

1 審議会等の名称	三重県障害児就学指導委員会
2 開催年月日	平成27年1月22日
3 委員	委員長 栗原 輝雄 副委員長 樋口 和郎 委員 西田 寿美 他11名（出席者13名）
4 諮問事項	平成27年度の県立特別支援学校就学予定者の障がいの実態等の調査及び学校指定に係る審議について
5 調査審議結果	市町教育委員会から提出された個々の幼児、児童及び生徒の障がいの種別、程度及び観察・相談調書をもとに、県立特別支援学校への就学が適切であるかの判定と学校指定に関する審議を行った。 審議結果をもとに、三重県教育委員会に対して、118名の学校指定に関する建議を行った。
6 備考	次回開催予定 平成28年1月中旬 （県外からの転学等により、審議を要する場合は、適宜対応する。）



#### 4 三重県文化財保護審議会

1 審議会等の名称	三重県文化財保護審議会
2 開催年月日	平成27年2月6日
3 委員	会長 菅原 洋一 副会長 坂井 秀弥 委員 林 良彦 他16名（出席者 13名）
4 諮問事項	平成26年度三重県指定文化財の指定等に関する 諮問、審議および答申
5 調査審議結果	<p>県教育委員会が諮問した県指定候補文化財1件の調査の可否について審議され、県指定文化財としての価値の有無について判断するための調査を実施することになりました。また、三重県指定候補文化財の調査結果について報告され、審議の結果、諮問文化財6件のうち、4件について県指定文化財として新たに指定、また1件について名称変更して追加指定するよう答申がありました。他に現状変更に伴う名称及び員数変更について答申がありました。</p> <p>○新指定 有形文化財 4件</p> <p>【建造物】<small>かめやまじょうほんまるとうなんすみやぐら</small> 亀山城本丸東南隅 櫓 1棟  <small>つれたり おにがわら</small> 附 鬼瓦 1対</p> <p>【歴史資料】<small>ほうえい あんせいつなみくようひ さいみょうじ くようひ</small> 宝永・安政津波供養碑（最明寺の供養碑）  1基</p> <p>【歴史資料】<small>ほうえいつなみくようひ さいみょうじ だいじょうきょうひ</small> 宝永津波供養碑（最明寺の大乗経碑）  1基</p> <p>【歴史資料】<small>ほうえいつなみくようひ かんろじ さんがいばんれいひ</small> 宝永津波供養碑（甘露寺の三界萬霊碑）  1基</p> <p>○名称変更及び追加指定 有形民俗文化財 1件  <small>や き やまちょうせきおよ かんれんせきぶつ</small> 八鬼山町石及び関連石仏 37基</p> <p>○名称及び員数変更 有形文化財 1件</p> <p>【彫刻】  磨崖聖観音立像 1軀  附 紙本淡彩聖観音立像 1幅  紙本墨書由緒書 1幅</p>
6 備考	次回開催予定 平成27年7月頃 今後の予定：次回審議会では平成27年度の三重県指定文化財候補について諮問する予定です。